

---

平成23年第5回大和町議会定例会会議録

---

平成23年9月5日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 啓一 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	堀籠 清 君
総 ま ち づ く 務 り 長 課	千葉 恵右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八島 時彦 君
財 政 課 長	八島 勇幸 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 長	伊藤 眞也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内海 賢一 君	総 ま ち づ く 務 り 官 策 対	石垣 敏行 君
環境生活課長	菅原 敏彦 君	産 業 振 興 課 業 振 興 課 企 業 振 興 策 対 誘 致 官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜高	主 幹	曾根 秀子
班 長	瀬戸 正志		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時58分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

定刻時間より少し早いのでありますが、皆さんおそろいですから、ただいまから平成23年第5回大和町議会定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番上田早夫君及び13番大友勝衛君を指名します。

---

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの12日間に決定しました。

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より召集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第5回大和町議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成23年第5回大和町議会定例会が開会され、平成22年度各種会計決算を初め提出議案をご審議いただくに当たり、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、8月7日に開催されました第17回まほろば夏まつりについてでございますが、ことしは夏まつり実行委員会での協議決定によりまして、1日のみの開催となりました。

また、震災や厳しい経済状況の影響により、花火募金等について懸念されたところでございますが、町内企業の皆様を初めといたします多くの皆様にこれまで以上のご賛同をいただいたところでございます。さらに、被災地支援ということで、若手音楽ユニットのサーターアンダギーと称します芸能人3名が屋外ステージに出演し、多くの若者が会場に駆けつけた中、歌とトークを披露し例年にないにぎわいとなりました。

また、東日本大震災からの復興市ということで、仙台市・山元町・七ヶ浜町・松島町・南三陸町・女川町や宮城県仙台地方振興事務所の皆様による出店があり、会場に活気を与えていただき、来場者も約3万3,000人を数え、多くの皆様のさまざまな思いを乗せた夢花火が夜空に大輪の花を咲かせたところでございます。このように盛大に開催できましたことは、ボランティアや関係者の皆様のご協力によるものであり改めて感謝申し上げますとともに、東日本大震災の復興への大きな活力になったものとも認識しているところでございます。

次に、立地企業の動向でございますが、平成20年8月に協定を締結いたしております、トヨタ自動車の宮城エンジン工場につきましては、リーマンショックの影響により着工が延期されておりましたが、このたび東日本

大震災を受けた復興策の一環の意も込めて大幅に稼働時期を前倒しし、早ければ年内中にも工事が着工される見通しであることが発表されました。

エンジン工場につきましては、トヨタ自動車東北株式会社様の隣接地に5,000から6,000平方メートルの工場棟を建設する予定で、総事業費は約20億円が予定されているものでございます。製造エンジンは、岩手県金ヶ崎町の関東自動車工業様の小型ハイブリッド車に搭載予定で、セントラル自動車を含んだ自動車生産拠点機能はますます充実されるものと大いに期待を持って歓迎するものでございます。

次に、水稻の生育状況についてでございますが、8月下旬にやや低温期はあったものの、全体的には好天に恵まれまして、草丈も平年より大きく、茎数はやや少なめですが、生育量全体としては「やや良」という状況にございます。

今後は、現在県により進められております、放射能検査で安全を確認し、自信を持って消費者の皆様にお届けできるようにすることと、ひとめぼれやササニシキの産地として我が国主食の一翼を担ってまいりました役割を認識しながら、良質米づくりへの対応を図らなければならないものと考えているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第13号までの平成22年度各種会計決算でございますが、平成22年度は町制施行55周年や新庁舎移転という節目の年に当たり、通常予算に記念事業等を含んでの予算編成・運営となりました。

当初の予算編成方針は第4次総合計画を基本とし、国及び地方財政計画の内容を踏まえた、町税・地方交付税を基幹とした収入見通しに対し、節目の記念事業と町民ニーズにこたえた事業等をもって当初予算・補正予算を編成し、順調に年度運営を進めてきたところでございます。

しかし、年度終盤の3月11日に観測史上最大のマグニチュードを記録いたしました巨大地震と大津波が本県を中心とする東日本一帯を襲い甚大な被害を及ぼしました。この震災によりまして、平成22年度で終了予定でありました多くの事業が年度内執行不可能となり、事故繰越として一般会計では28件1億9,613万6,000円を、さらに国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計、水道事業会計でも繰越措置の影響を及ぼした

ところでございます。

また、この災害への応急対応のため、3月28日に平成22年度一般会計補正予算第5号をご可決賜りまして災害復旧事業に対応いたしましたところでございます。

このように大変大きな事態、変化のあった年度となったところでございますが、国の景気対策を町の課題や必要事業に積極的に活用するとともに、平成23年度以降への備えを含めて政策、事業展開を行いました。

これらの結果といたしまして、予算編成時期や事業調整の関係で一部事業の繰越措置がありましたが、追加経済対策による諸事業の実施を含め、おおむね予定施策、事業を実施することができたところでございます。

平成22年度の大和町財政は、一般会計ほか11の特別会計及び水道事業会計による運営でありましたが、すべての会計において黒字決算となったところであります。

水道事業会計を除く各種会計最終予算は、当初予算127億751万円に、年度中の補正額8億7,902万円と、平成21年度からの繰越額3億8,331万円を加え、それから平成23年度への繰越額3億1,087万円を減じた136億5,897万円が決算対象額となりました。

歳入決算額は138億6,528万円となり、対予算では99.3%で、対前年度では14億2,279万円減の90.7%となりました。対します歳出決算額は132億7,858万円となり、対予算では95.1%で、対前年度では15億2,747万円減の89.7%となり、歳入歳出差引総額は5億8,670万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,881万円を差し引いた実質収支でも5億4,788万円の黒字決算となりました。

決算状況の主要指標を見ますと、財政構造の弾力性を測定する最も一般的な指標であります経常収支比率は83.1%で、前年度に比べ3.1ポイント改善され、財政力指数は0.622で前年度から0.019ポイント減となりました。

また、財政健全化法に定めます各指標につきましては、黒字決算から赤字比率には該当せず、実質公債比率は10.5%で1.5ポイントの減、将来負担比率は28.1%で27ポイントの減となりました。

将来負担比率に関しましては、地方債の現在高、公営企業債等の繰出見込額、黒川地域行政事務組合への負担見込額等の減少と基金他の充当可能財源の増加、標準財政規模が増大したことによるものであります。今後

とも事業の優先性や効率、効果的な財政運営を行ってまいり所存でございます。

次に、普通会計についてであります。歳入の主なものを見ますと、中核であります町税収入は、景気低迷の影響から町民税は前年度収入を下回ったものの、固定資産税は、企業等の進出や設備投資の増等により収入増加となり、全体では36億3,198万円となり、前年度比で4.6%の増加となりました。

また、もう一方の中核であります地方交付税は、普通交付税が19億7,993万円、特別交付税が1億8,940万円の合計21億6,933万円となり、前年度に比較して1億7,335万円の増加となりました。

国庫支出金については、決算額9億9,981万円で対前年度比では71.7%と大幅な減となりましたが、これは子ども手当国庫負担金の増加があったものの、地域活力基盤創造交付金や新庁舎防音事業補助金、定額給付金交付事業補助金等の減少によるものでございます。

また、県支出金につきましては、決算額3億6,437万円で対前年度比92.4%の微減となったところです。

繰越金は、前年度に比較して1億183万円増加し、決算額2億2,549万円となりました。これは実質収支の2分の1以上の財政調整基金への繰り入れ以外のものでございます。

繰入金は、総額2億5,009万円で対前年度比31.2%となりましたが、この減少は新庁舎建設事業が終了したことによる新庁舎建設基金からの繰り入れ減が主要因であります。全体の87.9%が基金繰入金となっております。

町債は、決算額3億4,870万円、対前年度比36.5%と大きく減額になりましたが、これも新庁舎建設事業が終了したことによるものであり、内訳は臨時財政対策債が3億2,950万円のほか、水道高料金対策、県営事業負担金、国営公園整備事業負担金に充当したものでございます。

次に、歳出を目的別構成比で概観しますと、民生費、農林水産業費、消防費、教育費、災害復旧費は、それぞれ増加しておりますが、それ以外の費目では減少しております。また、予算としての計上はありませんでしたが、統計処理上、雇用対策関係費を労働費として整理しております。

総務費の減は、新庁舎建設事業及び定額給付金支給終了によるもので、



民生費の増は、子ども手当の支給や民間認可保育所施設整備事業への補助金があったことなどによるものでございます。

土木費の減は、国土交通省交付金事業であります地域活力基盤創造交付金事業の減少によるもので、教育費の増は、学校校舎建設基金への積み立てによるもの、災害復旧費の増は、東日本大震災によります応急復旧費によるものでございます。

これを性質別構成比で見ますと、義務的経費が36.0%、物件費、維持補修費及び補助費等が36.5%、投資的経費とその他行政経費が27.5%となり、これまでは各経費がおおむね3分の1であったものが、投資的経費の減によりその構成比が変化しており、今後継続して内容を注視、確認していくことが必要と考えております。

人件費につきましては、14億3,076万円、対前年度費97.4%で、新規採用職員と退職職員との給与差や期末手当支給率の引き下げ等により減額となりました。扶助費は、8億4,259万円、対前年度費158.4%で3億1,077万円増となりましたが、国の施策による子ども手当支給による増加でございます。

公債費につきましては、8億5,284万円、対前年度比97.8%と前年度から1,900万円少なくなっており、昭和50年代終盤等の起債償還終了と町債残高削減施策効果によるものでございます。これら3経費合計の義務的経費については、31億2,618万円、対前年度比108.8%で扶助費の大幅な増加により2億5,413万円の増となり、歳出全体に占める割合も前年度に比較して7.3ポイントの増となりました。

投資的経費につきましては、新庁舎建設事業の終了により、7億2,256万円、対前年度比30.7%と大幅に減少いたしました。

その他経費の物件費は、14億7,952万円、対前年度比108.7%と増加しておりますが、これは国勢調査の実施や新庁舎への移転に伴う備品や消耗品等による増加でございます。

補助費等の減は、前年度におきまして定額給付金支給があったことによるもの、積立金の増加は、まちづくり基金と学校校舎建設基金への積み立てによるものでございます。

貸付金の増加は、土地区画整理組合への貸し付けがあったことによるものであります。この結果、その他経費全体では、前年度に比較して4,819

万円の増加となり、歳出全体に占める割合は前年度に比較して7.9ポイント増加し、55.7%となりました。

以上が普通会計決算の概要であります。このほか、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計、財産区3特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業等3特別会計及び水道事業会計につきましても、黒字決算となっているところでございます。

続きまして、条例案件等についてであります。議案第46号並びに議案第47号は、平成23年3月の全員協議会でご説明申し上げました平成23年度地方税法改正に伴い、町税条例、都市計画税条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第48号から議案第55号までの、補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額4億3,115万2,000円を追加し、一般会計の総額を98億7,568万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて申し上げますと、土木費は、町道除雪経費、町営住宅解体経費を予定いたしております。

災害復旧費は、総務災害復旧費といたしまして被災者住宅再建支援金2,500万円を追加計上いたしております。

農林・商工施設災害復旧事業費は、国災による災害復旧事業経費並びに町単独の小災害復旧事業補助金等で1億1,800万円を予定いたしております。

土木施設災害復旧費は、国災の査定状況を踏まえまして、道路橋りょう補助災害復旧費を中心に1億5,500万円を計上いたしております。

教育施設災害復旧事業費は、小学校プール及び体育館の災害復旧事業を対象に6,900万円を見込んでおります。

これら以外に、4月の人事異動によります人件費の調整により、人権費以上の各会計の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も生じているものでございます。

以上が歳出の主なものであります。これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金が災害復旧費国庫負担金を主体に1億8,021万1,000円、県支出金9,651万5,000円、繰越金5,666万6,000円、諸収入2,065万9,000円、町債7,710万円ほかをもって措置するものでございます。

また、国民健康保険事業勘定特別会計は保険給付費、前期高齢者納付金並びに人件費調整を、介護保険事業勘定特別会計は災害扶助費及び人件費調製を行っております。

水道事業会計は人件費調整のほかに宮城県からの配水管布設受託工事費を計上いたしております。

その他の特別会計につきましては、人件費調整が主たる内容となっております。

以下の議案はすべて請負契約に係るものでございます。

議案第56号は、町道吉田落合線道路改良舗装工事を、議案第57号は、町道天皇寺高

田線公共駐車場整備工事を、議案第58号は、町道新田線災害復旧工事を、そして議案第59号から議案第61号は、下水道災害復旧工事について、請負契約をそれぞれ締結しようとするものでございます。

報告第1号につきましては、先ほどご説明申し上げました平成22年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うものであります。

なお、今会期中に人事案件を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

以上が、今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

---

### 日程第3「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

皆さん、おはようございます。

ことしも8月7日にまほろば夏まつりが開催され、盛会裏に終了しました。猛暑の中、ボランティアで夏まつりを支えてくださいました関係者の

皆さんには感謝を申し上げます。ことは1日のみの夏まつりでしたが、それでも十分楽しんでいただけたように感じたところです。また、夏まつりには被災地の方の出店もありました。私たちが思っている以上に現実を前向きにとらえ、生活再建に向け取り組んでいた姿に生きる強さを感じたところです。一日も早い復興を願うところであります。

それでは、通告に従いまして2件の質問を行います。

1件目は、大和町保育所民営化移行への課題と対応についてであります。

近年、少子化や核家族の進行、夫婦共働き世帯の増加などで保育需要が増大するとともに就業形態も変化しているため、多様な保育ニーズが求められております。この保育ニーズの多様化に対応するため、民間の力を活用して子供たちへ保育環境の向上を提供するため、公設保育所の民営化移行が進んでおります。

近隣町村を見ましても、富谷町は6カ所の保育所のうち2カ所が民設民営で運営、大郷町は1カ所で管理が町で業務は民間委託、公設民営の運営、大衡村は1カ所で民設民営での運営となっております。

本町はもみじヶ丘保育所と大和町保育所の2カ所であり、もみじヶ丘保育所は平成22年4月に保育室2部屋を増設し、待機児童の解消を図ったところであります。大和町保育所の現状はといいますと、敷地が狭く園庭が狭いため保育室の増設は難しく、さらには施設そのものが30年も経過し老朽化が進んでいる状態であります。今回の地震でも被害があったところです。これらの対策として平成25年4月開所に向け、旧庁舎跡地に民設民営での保育所建設事業が進められているところであります。

そこで、民営化への移行を円滑に進めるため、課題と対応についてお伺いするわけですが、保育所につきましては、これまでも子育て支援の中で幾度も質問した経過がありますので、大和町保育所の民営化移行についてはある程度のことは理解しているつもりですし、また現在、保育所の保護者の方にはこの間も何度か説明があり、理解していただけるわけですので、それと同時に町民皆さんに知っていただくためにも質問をさせていただきます。

1点目、民営化に伴う保育サービスについて、2点目、民営化移行を円滑に進めるための対策について、3点目、民営化移行後も町のかかわりは重要と考えますので、その観点から民営化移行後の保育所と町のかかわり

について、以上この3点について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

まず初めに、大和町保育所の新設、民営化につきましては、さきの議会で報告いたしましたスケジュールのとおり、今推移しているところでございます。

ご質問一つ目の民営化に伴います保育サービスにつきましては、新たな保育所が保育理念に基づき延長保育の時間拡大や一時預かりの実施、さらには現在も行われている集団生活可能障がい児、発達支援児の受け入れ等、独自のサービスと多岐にわたる保育の提供を実施する等、保育ニーズへの迅速な対応が図られるものと、このように考えております。

次に、二つ目の民営化移行を円滑に進めるための対策といたしましては、保育所の運営主体が変わることで子供たちに不安や大きな負担が生じないように現行の保育内容を継承するとともに、円滑な引き継ぎが実施できるよう保護者・事業者・町の3者からなる移行円滑化組織を設置し、必要な協議及び情報交換を行うことといたします。

また、保育士等の職員が入れかわることにより子供への配慮が必要となるために、大和町保育所へ事業者から保育士を派遣し、子供たち一人一人の状況をよりきめ細やかに把握するとともに、子供及び保護者との信頼関係を築くことに努めるところであります。なお、合同保育は移行前1年間実施することといたしております。

最後に、三つ目の民営化後の保育所と町のかかわりについてでございますが、民間保育所であっても保育所の入所の申し込み、決定及び保育料金につきましては町が決定することとなっており、町は引き継ぎ内容等が計画どおり実施されているか逐次進行管理、状況把握を行うとともに、定期的な合同会議を開催して意見交換及び情報の共有を図りながら運営にかかわってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それでは、お尋ねいたします。

まずもって延長保育時間の拡大や一時預かりの実施とあります。そして、また独自のサービスということもあるのですけれども、この延長保育、今ですと現在7時までなのですが、これは何時までの延長保育をみてての時間なのでしょうか。

それから一時預かり、これは今までなかったものですから、その点は充実したと思っているのですけれども、そのほかに町の方から事業者へこういうサービスをしてほしいという、そういう要望などは出しておられるのでしょうか。もし出しているとしたら、どういうサービスの内容を条件と  
いうか出しているのかお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業者に対するそういった新たなサービスと申しますか、提供の条件と申してございまして、現在のところまだ事業者は決まっておられません。募集を現在しているところと申して、今後選定、選考と申しますか、そういった委員会等の中で選考されてくるという、そういう段取りになります。

現在、そういった中で町としてこういうことをやってくれ、ああいうことをやってくれという新たな部分につきましては、現状についてはお話ししてありますが、そういったこまい部分と申しますか、新たな部分について特別条件としては出しておられません。逆に提案をしてもらっている中でそれぞれの事業希望者の方々が自分たち独自のこれまでの経験の中でこういった事業をやる、こういったことをやりたい、そういったものの提案があると思っております、そういった中からいいものを選び、また必要な

ものを今後事業者が決まった中で打ち合わせをしていかなければいけないというふうに思っております。

また、先ほど申しましたとおり、決定した後には保護者または町、事業者とのいろんな意見の交換もございますので、そういった中でこういったものがあるといいのか、そういった細部については今後打ち合わせていくようになるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

まだ事業者が決まっていないので、そういうサービスについてはまだ出していないということなのですけれども、こういう保育サービスというのは公募するときにそういう条件とかも一緒に提示はしないのでしょうか。当然事業やっているところですので、いろいろな保育の内容はあると思うのですけれども、やはり公募の時点でこちらからこういうことはぜひやってほしい、そしてまた、その中でまた後から3者の中でもいろんな要望が出てくると思うのですけれども、差し当たって最低これだけはやってほしいという、そういうサービスの内容なんかは公募の時点では提示するというわけにはまだっていないのでしょうか。

そしてまた、もしそれがいていないとすれば、ぜひ事業者が決まった時点でそれを受け入れてもらえるのかどうか、その辺もお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたとおり、今回の公募に当たってそういった新たなといえますか、こういったことをやってくれというようなものについて町の方から具体的内容指示はいたしておりません。そのことによって提案する側の方の自由な発想といえますか、そういったことが阻害されることはないでしょうけれども、これがやればこっちができなくなるとかということも

あると思いますので、今公募はしておりますが、その中の条件には入っておりません。

それで、先ほども申しましたとおり、今後向こうから提案がなされるわけですが、その中で選びますが、その提案の内容だけでももちろんすべてよしとするものではなくて、それにプラスこういうものもあった方がいい、あるべきだ、そういったものにつきましては、当然話し合いの中で入れられるもの、入れづらいものがあるというふうに思いますが、そういったものが出てくるんだというふうに思っております。ですから、内容の詰めにつきましては、そういった提案を一たん受けた後に、決定した後に具体的な話について、そのときは町の方からも当然こういったこともやってもらえないのだろうか、やってほしい、そういったことが出されて内容を詰めていくことになるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

このサービスの提供ですけれども、まずもって民営化の目的というのはサービスの提供だと思うんですね。それで、当然うちの方では乳児保育、これは現在6カ月からやっているわけですが、仙台市では2カ月から乳児保育をやっております。この乳児保育ですけれども、やはり6カ月間も休めるといってお母さんはあんまり職場的にも今の状態では難しいんじゃないかなと思うんです。そんなところでやはり乳児保育の受け入れも6カ月じゃなくてももう少し短い期間から受け入れてもらえるような保育の拡大とか、それから休日保育、日曜祝日、これは今就業体制が変化しておりますので必ずしも日曜日・祝日が休みというふうになっていませんので、これらの検討もぜひしていただきたいと思います。

それから病後児保育、それらについても何度も質問した経過がありますけれども、やはりこういうことも保育サービスを充実するためにも病後児保育なんかもぜひ検討に入れて、町の方からもぜひ提案していただければと思います。

やはり民設の保育所がせつかくできるのですから、やっぱり今までの保



育サービスよりもっと拡充・拡大した保育サービスを求めてもいいのかなと思っておりますので、ぜひそういう保育サービスの充実に向けて、そして今本当に保護者の保育ニーズも高まってあるわけですので、ぜひそのサービスの拡大・拡充、それらは法人の運営者の方にお話ししていただきまして、保育サービスの拡充を、そして民営化にしてよかったと言われるような保育にぜひしていただければなと思っております。一言だけそれについて。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

民営化に期待されるものということがあるのだろうというふうに思っております。決して民営でないからできないということではなくて、いろいろその状況の中でやってきているというふうに思いますが、民営化をすることでさらなるサービスができるのではないかというようなご意見だというふうに思っております。

そういったものにつきましては、当然いろんなケースが出てくると思っております。病後児対策、6カ月それを短く、いろんな考え方があるようでございますので、6カ月ぐらいお母さんと一緒にいた方がいいよというような一般論もありますし、現実的なものとしてそこまでは休めないんだよというような話もあるようでございますので、その辺につきましては、今後どういったことが求められるのかということは検討していかなければいけないというふうに思っております。

また、保育料等につきましては、当然3保育所がある中でその辺のバランスということもありますので、そういったことも考えながらできるだけ充実したサービスがなされるような努力はしていかなければいけないと、これは新しい保育所だけに限らずの話だと思っておりますので、そのように考えます。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それでは、2点目の円滑に進めるための対策についてお伺いします。

民営化移行を円滑に進めるための対策といたしまして、保護者・事業者・町の3者で組織する協議会が実施されるわけですが、この3者協議会ですが、普通ですと本当に協議会とか会議というとその中だけの協議会で終わってしまうのですけれども、やはりそういう協議会の内容は随時保護者の方へ周知するようなそういう方法で提供したいなと思うのですけれども、その情報を常に保護者の方にどういう意見交換があったのか、それから会議の内容等々は保護者の方へ随時報告できるような体制をぜひこれはとっていただきたいなと思います。

それから、大和町に合同保育するための保育士さんが何人かいらっしゃると思うのですけれども、2点目、保育士の派遣、これは事業者から何名くらいこちらに派遣されて、そして3点目と混ざってしまうのですけれども、大和町で合同保育するわけですが、その合同保育するためには事業者から何名くらいがこちらに来て合同保育をされるのか、それを伺います。

それから、合同保育に来た保育士何人かいらっしゃるのですけれども、民間移行になった場合、合同保育に来られた保育士さんたちがそのまま新しい保育所の保育士として残るようになるのか、その点お尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず初めに、情報の公開といいますか、先ほど申しました円滑化組織という、正式名称はまだないのですけれども、これにつきましては、保護者の方と事業者と町が入ってという意見の交換でございますので、当然その場に保護者全員ではないにせよ親の会の代表の方とかそういう方々が入ってこられるわけでございます。ですから、もちろんこちらから改めて提供するのはいくらも構いませんけれども、その中で当然親御さんの中で保護者の会の中に出席された方が一番具体的に報告できるのではないかと

ふうに思っております。なお、情報そういったものを町から新たに出す方がいいのか、その辺は打ち合わせをしながらやっていきたいと思っております。

それから、派遣をいただく、これは保育士さんを派遣してもらおうということですね。それで、今考えているのは4人でございます。年齢別の中にといいことで考えておりました、その人数が妥当かどうかというのは今後いろいろあると思っておりますけれども、今現在は4人と考えております。

それで、これはその事業者さんから派遣してもらって1年いてもらうわけですから、当然新しい保育所ができた場合にはその人が当然移ってもらうということで、その人にもだからこそ来てもらうということですね。子供に接してもらうということですから。大和町保育所の運営の仕方を勉強してもらうのも大切ですが、子供たちと一緒に1年間過ごしてもらって、移行した場合に子供たちが不安にならないようにということが目的でございますので、その方には当然新しい保育所の方には行ってもらうという条件になります。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

ここで保育士の話がちょっと出ましたのでお尋ねするのですが、今現在大和町保育所には10人の保育士の職員がおりますし、もみじヶ丘には8人の保育士さんがいるのですけれども、これは民間移行になった場合の保育士の処遇というのはどのようになるのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保育士さんにつきましては大和町の職員ということでございますので、民間保育に大和保育所になった場合には、例えばもみじヶ丘の保育所に行っていたとか、あとは児童館そういった関係で、保育士さんは今まだ

まだ臨時の方で対応している部分もございますので、その部分で正職員にかわっていくということになると思います。したがって、大和町の役場の職員ということで、仕事も保育士の資格を活用する仕事についてもらうこととなります。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

最後にしたいと思いますが、保育料につきましても、やはり民間になるとどうしても民間任せで保育料が高くなるんじゃないかなとか、いろんな今町民の皆さんが不安に思っていることは、今の保育士がどうなるのかなということが大分不安になっていますし、また保育サービスについてもどういった新しい保育サービスができるのかということも町民の皆さんも興味を持って心配されている状態ですので、ぜひこれらのことについては当然町としても町民の皆さんに周知はすると思うのですけれども、やはり民間になったためにどのようなサービスが提供されるのか。そういうことをわかりやすく町民の皆さんに周知していただけるような対応をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

2件目は救命講習会の普及促進とAED公共施設への設置拡大についてお伺いいたします。

心肺停止状態になった人に電気ショックを与えることにより救命できるAEDは、一刻も早い応急手当が生死を分けることとなります。近年はAEDが公共施設や事業所などさまざまな箇所に設置されていることから、一般民による応急手当の実施率が年々増加しており、救命率の向上につながる大きな要因となっております。

皆さんの記憶に新しいと思いますが、サッカーの元日本代表松田選手が急性心筋梗塞で亡くなりました。松田選手が倒れた練習場にはAEDが設置されておらず、AEDがあれば助かったのかもしれないとの報道もありました。

救命にはAEDの使い方と心肺蘇生法を知ることが重要であり、そのた

めには救命講習会を受講することが大事であります。本町では公共施設へのAED設置は進んでいると思いますが、AED設置に伴った講習会の受講状況と設置状況をお伺いいたします。

また、AEDはすぐれた効果を発揮しますが、いざというときに使えないのでは困ります。日ごろからの点検が大事でありますので、AEDのメンテナンス状況についてお伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、救命講習会の普及促進とAEDの設置拡大に関するご質問でございます。救命講習会につきましては、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づきまして消防本部が指導し、受講者には普通救命講習を受講した年月日とどこの消防機関で受講したかを証明する修了証が交付されております。

講習では一般の方でも行える一次救命措置の中の心肺蘇生法とAEDの取り扱いに関する知識と技術習得となっております。疾病者が発見されてから救急車が到着するまで初期の措置を担うもので最も重要なものとなっております。普通講習会の普及促進は今後も必要であると、このように考えております。

黒川地域行政事務組合消防本部の平成22年度の受講状況でございますけれども、全体で1,394名、うち大和町在住者につきましては365名、またトヨタ自動車東北株式会社様やプライムアースEVエナジー株式会社等、企業従業員の方が受講しております。

講習会は会社関係やスポーツ少年団、婦人防火クラブ等の団体からの要請講習と一般募集の講習会がありますので、受講者の増加を図るため消防本部と連携し、町の広報や自主防災会に呼びかけ今後も促進してまいります。

次に、公共施設への設置拡大に関する質問にお答えします。

AEDの公共施設設置状況でございますが、各小中学校は職員室と体育館の2台ずつ、保育所、児童館、教育ふれあいセンター、まほろばホール、

総合体育館、町民研修センター等、職員等が在住している各施設に1台配置をしております、総数で36台現在設置しております。

AEDの設置拡大につきましては、施設の利用状況や利用者数を踏まえて検討してまいりたいと考えます。

AEDのメンテナンス状況については、AED設置一覧表を作成して機種やバッテリーやパッドの使用期限を確認しており、また施設管理者がAEDを点検して管理を行っております。

議長 (大須賀 啓君)  
堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

講習会ですけれども、本町の施設にも大分AEDは設置されていますけれども、会社関係それから少年団それから婦人防火クラブ等々の団体からの講習会の経過はあるのですけれども、公共施設についての中学校については講習の経過があるのですけれども、役場の職員、児童館とかもみじヶ丘、それから学校の教員、こういう方々の講習状況はどうなっていますでしょうか。把握してありましたらお尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

役場関係といいますか、公共に従事している人という意味かというふうに思いますが、役場の職員につきましては、平成13年の7月に救急救命講習会を実施はしておりますが、このときはAEDという項目につきましてはなかったということでございます。あと、その担当課によってはまとまってということではなくてやっているところでございます。

小中学校では毎年6月に教職員を対象に講習会を実施していると聞いております。また、町内の保育所関係は、職員が交代で救急救命を受講している状況にございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それぞれの施設で実施されていればいいのですけれども、まずもって庁舎内での職員の受講が少ないというか、個人的にやっているのは別としてもやっていないような状態です。

それで、このAEDというのは一回に職員が全員講習を受けるわけにもいきませんので、これは年次計画を立てまして、そして各課から何人かずつ出て、毎年これは講習を受けるべきじゃないかなと思うんです。いざ庁舎内で心肺停止になった方が出たときに多分みんなで慌てるんじゃないかなと思うんです。たまたま消防署がすぐ隣にあるから早い対応はできると思うんですけれども、やはり町の職員の人たちもどっかに行ったときに近くにAEDがあったときにすぐに対応できる、そういうためにもやっぱり年に一、二回は所管課から出ていただいて講習を受ける、そういう検討はぜひなさるべきじゃないのかなと思いますので、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

全くそのとおりだと思います。先ほど申しました中で、全体の講習がまだまだ少ないということですね。それとそれぞれの担当ではやっているものの、全体として少なくなっているというのが現状、これは改めて確認をしております。

したがって、このことにつきましては、この庁舎の避難関係の訓練等もこれから必要になってまいりますので、そういったことも含めた中でやっていかなければいけないと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それから、設置状況ですけれども、長野県の松本市では松田選手が心筋梗塞で亡くなられたということで、市内の運動施設にAEDを設置することを決めたということも聞いております。本町の総合運動公園、それからダイナヒルズ公園なんかの設置についてはどのようにお考えになるでしょうか、お尋ねいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まだ設置していないところということだというふうに思います。先ほど申しました利用状況とかという話もありましたが、例えばダイナヒルズの場合は設置場所が外ということになってしまう場所とかもあるのだというふうに思っております。

ただ、今後そういったものは設置をするということは必要だというふうに思っておりますので、すべて一遍にというようにはいきませんが、人が少なければいいという問題ではないのですけれども、そういったことがありますけれども、費用対効果ということもございますので、そういったことを考えながらそういった設置等につきましては、今後検討していく必要があると思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

ぜひそういう運動公園等々にも設置をしていただきたいなと思います。

それで、運動公園というと無人になるものですから、そうするといたずらとかいろんなふぐあいが出てくると思うのですけれども、そういう場合には、公園を借りる場合にも申請なり、かぎの貸し出しがあるはずですので、そういうときにAEDを貸し出しする、そういう形で運動公園の方にもAEDが移動しながらでもそれをできるような体制になって、これは本



常に常に運動している方だったら心筋梗塞なんて考えられないと思うのですけれども、今回の事故では幾ら健康な方でもいつどこでどうなるかわからないということも心配されますので、ぜひそういう公園等々につきましても設置の方向で考えていただきまして、無人の公園には貸し出しをするような、そういう形でぜひ進めていただきたいなと思っております。

それから、AEDのメンテナンス状況についてお伺いたします。

AEDのメンテナンスですが、これは定期的に点検をしているということなので安心いたしました。そして、このAEDですが、すべてが購入なんでしょうか、それともリースもあるのでしょうか、それをお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
現在町で保有しておりますのは購入、もしくはご寄附をいただいた機械ということですよ。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

購入と寄附ということですよけれども、私ちょっと調べてみたのですけれども、AEDを購入した場合とレンタルの場合、これからそういうAEDを設置する場合にどっちがいいかというのは、これは検討していただければいいことですよけれども、5年間とした場合にAED本体が29万円、それから購入すると所有者独自で点検しなきゃいけないんですよ。普通の消耗品ですと1年半を目安に点検するということになっていまして、電極パッドですと1年半ですので、もし5年と計算した場合3セット6枚を1年半目安にかえるとすると5年間で3万6,000円、電池パックですと4万5,000円、それから5年に1回必ずバッテリーとかもいろいろ交換しなきゃいけないのでトータルしますと、購入した場合が41万3,400円になります。

レンタルの場合ですと定期的に消耗品の交換なり点検に来てくれるわけでありまして、レンタルの場合ですと5年間で31万8,000円というふうに、購入した場合とレンタルの場合の金額の差が大きく出てきております。

ですから、購入もいいのですけれども、使いやすくメンテナンスも自動でやってくれるといういい方法もありますので、これらの両方を検討していただいて、これから設置する場合ぜひご検討いただいていい方法を選んでいただきたいなと思います。どうしても購入してしまうと、幾ら責任者がいるとしてももしかしたら忘れるかもしれないし、そういう可能性も出てきますので、レンタルの場合ですとそれがすべて業者にやっていただけるという利点もありますので、ぜひそういうことも検討して進めていただきたいと思うのですけれども、最後に町長のご意見を聞いて終わりにしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

購入の方法ですね。いろいろあるのだというふうに思っております。お話のとおりレンタルの方が若干安めという試算もあるようですし、機種によってもいろいろ違ってくることがあるというふうに思います。

また、事業の中でレンタルが可能な事業、言ってみれば補助事業とかそういった場合の制度もあたりもしますので、しかしながらやっぱり一番有利なといいますか、管理についても一番いい方法、また価格についても少しでも経費が少なくて済む方法、そういったものは常に研究しながらやっていたいかなければいけないというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

AEDにつきましては、本当に早目の対応で助かる命をなくすということなく、助かる命を助けてあげるということをモットーにしまして、やは

りこういう管理そういうものを、また講習の充実、そういうものをぜひご検討いただいて、前向きに進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

1件目であります、税金滞納からの生活再建ということでお尋ねをします。

町を訪れる相談者、町民の方には町県民税あるいは国保税、そういったものの滞納に始まり、低収入・経営不振・リストラ・病気・借金、ここで言う借金というのは一つのものだけではなくて多重債務と言われる複数の借金を抱えていらっしゃる方、家庭環境の悪化などそういったものが複雑に絡み合っただけでその対処方法や、あるいは何かから解決してよいのかもわからなくなってしまうと、いわばお手上げ状態となっているケースが非常に多いのではないかと。

税金や使用料などの滞納情報を保有する町の税務課、町営住宅等の使用料なんかを所管する都市建設課、上下水道料を担当する上下水道課、給食費あるいは奨学金返還金、これを所管する教育総務課を含む教育委員会、保育料、もう少し広げてみるとですね、生活再建支援金等々を、あるいは

生活保護などを扱う窓口としての社会福祉協議会を含む保健福祉課の情報、これらはそれぞれ独自で具体の個別の案件に対応をされているのだろうというふうに思いますが、私がここで申し上げたいのは、それをチームにして、なぜ払えないのかということをご丁寧に聞き取った経過の中で先ほど言った借金が判明した段階で消費生活の窓口である環境生活課にその情報を集約し、各課と連携し、その債務の整理につなげていくという取り組みを実施し、多重債務者に対する包括的支援ネットワークをつくり上げるべきではないかというふうに考えております。

結果としての債務者の救済によって滞納整理もかなうというような流れをつくり上げるワンストップサービス、こういったものを確立していくべきではないかということでお尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの高平議員のご質問にお答えしたいと思います。

町税等の滞納整理につきましては、町税や各種使用料等未収額の縮減を図るために町税等収納特別対策本部を設置しまして、各課長や班長等による訪問徴収を実施するなど、全庁的に取り組んでおるところでございます。また、町税及び国保税の滞納整理につきましては、宮城県地方税滞納整理機構と連携した債権差し押さえなどの滞納処分を強化しているところでございます。

ご質問にあります滞納整理と多重債務者に関しましては、滞納整理を行う上で納税相談を行った際に判明する場合がございます。町税に関する滞納整理の流れにつきましてご説明いたしますと、現年度分につきましては、各種税の納期経過後1カ月後に督促状を発送し、過年度分につきましては定期的に催告状を発送し、早期納付を促しております。

しかしながら、この督促等に対しても納付されない場合や納税相談などの連絡がない場合は、臨戸訪問等を行っておるところでございます。また、滞納額が多額になった方や納税意識の薄い方につきましては、宮城県滞納整理機構へ引き継ぐ前段階といたしまして移管予告書を発送して、それで

も納税相談の連絡がない方や悪質な滞納者は、宮城県滞納整理機構は引き継いでいるところでございます。

多重債務につきましては、納税相談に来た場合に収入・支出状況や生活状況等も聞き取り、納付方法について相談する中で負債の情報等もお聞きして多重債務が判明することもあります。

一方、多重債務の相談窓口といたしましては、社会福祉協議会の法律相談、環境生活課の消費生活相談窓口があります。社会福祉協議会の法律相談は、6月と10月の年2回実施しておりまして、平成22年度の相談件数は14件、うち多重債務に関する相談は1件でした。また、環境生活課の消費生活相談における多重債務に関する相談につきましては、平成22年度において町の相談窓口での相談件数はございませんでした。

消費生活相談につきましては、県の消費者行政担当窓口となる県消費生活センターと連携を強化するほか、当センターのご支援もいただき、町の消費生活相談窓口消費生活相談員を本年10月から1名配置して相談業務を強化していくこととしており、相談日は週3日程度と予定をしておるところでございます。地域住民の身近な相談窓口としてご活用いただくよう、特に消費生活における多重債務で困っている方にとりまして極めて大事な相談窓口になるものと考えております。

多重債務は自殺や家庭崩壊等々、本人や家族等に大きな影響を与えますことから、滞納整理などから判明した情報を担当課と共有し、多重債務の相談窓口と連携した取り組みを進めることで早めの相談を促し、多重債務の解決に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

今回の質問の趣旨で、要するに滞納処分というか、滞納整理機構、あるいは税務課、あるいは職員全体で行っているもの、あるいは県のそういう機構によってそれまでの実績に比べると相当の成果を上げているということは、私からも評価をさせていただきたいと思っておりますし、そのことについては大いなる成果があったのだろうと、現在もあるのだろうというふうに

思っております。

ただ、今回の質問については全く観点が違っていて、結果としての滞納されているものをいただけるようなシステムを構築、結果としてそういうふうになるようにすべきでないかという観点からの質問であります。

例えば、お伺いをするわけではありますが、改めてこれは町長でなくても結構ですから、担当課長にでもお話をいただいても結構ですから、税金等の不納欠損の理由の中で納付困難者と言われる人が不納欠損者の中の43.8%を占めるというデータを委員会なんかでも示されておるわけですが、その中に43%を占める納付困難者と言われる人たちの中のどのぐらいを多重債務者が占めているかというふうな認識を持たれているかお聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
細部につきましては、税務課長から答えさせます。

議 長 （大須賀 啓君）  
税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

ただいまの高平議員さんからのご質問でございますが、不納欠損処分の中で納付困難者、その中で多重債務者がどのぐらい占めているかということでございますが、ちょっと手元に詳しいやつございませんので、その辺のはっきりした数字はちょっとお答えできないわけですが、税務の納税相談に来られる方が年間100件を超える数字でございます。その年によって違いますが百数十件ぐらいの数になります。そのうちでこちらでいろいろ内容をお伺いします。その中で負債がどのぐらいあるかについてもお伺いするわけでございますが、多重債務という定義は複数の債務があるということでございますが、通常の住宅ローン、あとは自動車ローンというものを抱え込んでいる方はかなりおります。ただ、それが内容的に収入から見

て多重債務というまでに至るかどうかはちょっとこちらで判明できかねるものがございます。

ですから、多重債務で本当に多重債務者と言われる方というのは、中の数件ぐらいではないかなというふうには思っております。ただ、納税相談の中では主体が納税どのぐらい例えば分割できるかとかですね、そういう収入支出の方を主体に見ておりますので、多重債務がどのぐらいかというのはこちらでは詳しくは聞いていないところでございますので、内容的にはちょっとそのぐらいの回答になるということでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

詳しくご説明をいただきましてありがとうございます。

これは町からいただいている資料によりますと、今課長から説明していただいたとおり昨年で178人、要するに件数で言うのが妥当なのか、頭数、人数で言うのが妥当なのかは別ですが、そのぐらいあったというお話です。

今の課長の説明にもありましたけれども、要するに納税相談という範囲に限定された中でのそういうお話でございますから、先ほど前段で申し上げたように、もう糸が絡まったような中で税金だけが払えないというようなものではなくて、要するにさまざまな分野でさまざまなものが組み合わさってしまって、もうほどこいようがないというような中で払えないという方が相当数いらっしゃると思っております。

というのは、一方では払っていただける方々からは相当の実績が先ほど上がっているということも私申し上げたとおりですね、払える人からはある程度もらっているわけでありまして、それを超えた方々に対する対応ということについては、今やってらっしゃる納税相談だとか、そういった範囲では既に解決できないという状況に陥っているのではないかなというふうに想定しているわけです。

ですから、今言ったようになぜ払えないのかというこれまでの納税相談の上に立ってその中で、あっ、ひょっとしてこれは多重債務につながっ

ているのかなという段階で次のステップに、要するに先ほど申し上げたように環境生活課、消費生活相談というようなところにその情報を伝えて、具体的なその系の絡まりをどっからどういう形でほどくかということ相談者と一体になって解決に向けての具体的な動きをそこから始めるべきではないかということをお願いしているわけでございます。

そのために先ほどのお答えの中にも、私もこういう回答がいただけるとは想定していなかったのですが、消費生活相談の相談員を今後配置をする予定であるというような、今回の私の大きな質問の趣旨の中にも同じような相談窓口を具体的につくっていくべきだということも提案申し上げようと思っていましたので、配置をするということについては大変結構なことだろうというふうに思います。

ただ、その相談の仕方だとか、あるいは相談を受ける方の資格、能力、そういったものがどの程度のものを想定されているのか、そこをお伺いしたい。資格を持った方を配置されるのか。相談を受けるという具体的な流れというものを、10月から置くということになればもう9月ですからね、どういうふうに想定を現時点でされているのかお聞かせをいただきたい。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

先ほど申し上げました消費生活相談窓口でございますが、これまで大和町はそういった専門の方を置いておりませんでした。それで、いろいろご相談があった場合には環境生活課でその相談を受け、そして県の方にご紹介を申し上げて相談をしてもらったという経緯がございます。それで、そういったことで県の方をお願いをしたということで、相談件数もそういうことで余りなかったということになるというふうに思っておりますが、今回その相談窓口を町としても設置をするということでございまして、どういった方ということでございますが、このことにつきましては後ほど環境課長から説明させますが、県の消費者センターの方にご紹介いただくということにしております。

それで、そういった資格を持った方に来ていただけるのではないかと



うふうに考えておるところでございます。それから、週3日ということ  
でございますので、こういった相談ですからどこでもできるという問題では  
ないと思いますが、窓口としては環境生活課、それで相談する相談ルーム  
といえますか、そういったものを別途考えなければいけないのではないか  
というふうに思っております。なお、詳しくは環境生活課長からご説明申  
し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お答えをさせていただきます。

ただいま町長が申したとおり、10月から消費生活相談員の窓口担当とな  
る環境生活課におきまして県の消費生活センターと連携をいたしまして、  
相談員さんをお願いしたいということで今、協議中でございます。

なお、資格等いろいろあると思うのですけれども、現実にはそういうふ  
うな生活相談員としての実務経験、そういったものを主に考えております。  
以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

消費生活アドバイザーという名前の資格がございます。これは一般の主  
婦が消費生活について興味を持たれて、そこから資格をとるというケース  
が非常に多いようであります。そういう関係もあってか、非常に女性の資  
格を有している方が多くて、それも主婦経験のある方ということですね、  
6割ぐらいが女性だという話を伺っております。ぜひそういう有資格者が  
多分来られるのだらうと思いますが、その中でも能力の高い方をぜひ招聘  
をされることを期待をします。

先ほど町長のお話のあった多重債務の相談だとかには来ているけれども、  
件数としてはそんなに多くないんだというようなお話、それは県の方にそ

の情報を提供していることも影響しているかもしれないということであり  
ますが、先ほど私が申した納付困難者の数からすると、相談というのが納  
税者だけの範囲で見ても、消費生活の方に流れている情報というのはほと  
んどないということを示しているのだろうというふうに思っています。要  
するに納税相談はやっても、それが多重債務だとかその背景にあるものを  
解決するというところまでの情報の流れというのがないということだろう  
と思うんですよ。

ですから、そこを今回はつなげろということをお話し申し上げているの  
で、それをまずやらなきゃないということ。そして、答弁の中にもあった  
のですけれども、例えば法律相談、社会福祉協議会でやっている。ある  
いは消費生活相談は環境生活課でやっている。そういうものもたまたま  
今の課長さんがその担当部署を両方とも経験されているから、流れという  
のはおわかりになっているのだろうとは思いますが、具体的にはそ  
れは組織として情報を共有しているかということなんですよね。法律相談  
に行った方が、消費生活の相談と連携しないと解決できないことがあると  
いう前提で連携しているかということ、ないだろうというふうに思うん  
ですよ。

ですから、それを各課、今申し上げた課だけじゃなくて、都市建設課の  
例えば所管する町営住宅の滞納がある方がどういう状況なのかと。そうい  
うそれぞれの持っている課の情報を仮に環境生活課に、個人の情報ですよ  
ね、集約することによって何か問題ありますか、想定として。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

各課でそれぞれ持っている情報でございますので、役場として共有とい  
いますか、そういう部分については守秘義務というものはありますが、そ  
の範囲内であればその部分は問題は組織としてはないというふうに思いま  
す。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今お話のあったように、大きな壁としてあるのがどの場面でも出てくる守秘義務だとか、個人情報保護だとかというそういう言葉にくくられた大きな壁、越えなければならないもので出てきてしまうわけです。逆に言うと、それができない理由としてそこに立ちはだかってしまうということがあるわけですね。ことしの6月の「月間地方税」という月刊誌があるわけですが、そこにもその内容が掲載をされておるわけですが、ことしの3月に税務情報と個人情報に係る情報を、先ほど言った観点から大和町の場合で言う環境生活課にその情報を共有するということについて、それは結構ですよという通達が出たということは、これは税務課長でも町長でも結構ですが、前提として認識にございますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しあった改めてそういうふうになったということは、そこまでは認識しておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ぜひその書物、あるいは通達届いているはずでございますので、総務省から届いておりますので、ごらんになっていただきたいと思いますが、これはどういう観点かという、今言った多重債務者の生活再建に向けて消費相談をする上では必要不可欠な情報という観点から、それを1カ所に集めてそれによって生活再建の道を開くということに使うことで実績を上げている自治体があると。その自治体については相当有効な手段だというふうなこともあって国が動いたわけがあります。

ですから、そういう観点で、大和町も先ほど言ったように納税者に対する督促という側面とは全く別次元で生活再建のバックアップを積極的にしていくんだという消費生活アドバイザーの配置と、そこに各部署からの今までのどうにもならなかった理由として挙げられた滞納情報を集約をして、さらには外部で言う例えば弁護士、あるいはハローワーク、あるいは部内でも今度は滞納ではなくて仕事がなく払えないだとかという方も当然出てくるわけですから、再就職の支援、あるいは事業者が負債を負ってしまったなんていう場合の町からのさまざまな助成金の処理なんかに関しては、町で言えば産業振興課ですか、そういったところの情報だとか、そういったものを立体的に全部組み合わせるということをこの際、今言ったように10月から仮に始めるんだとすると、そういうものを集めないと、結果としては窓口開きましたよ、相談に来てくださいということだけでは、実際の町にとっても、あるいは苦しんでらっしゃる方に対しても実りのある解決策ということにはつながらないと思う。だから、そういったことをおやりになることまで今回は私は検討すべきだと、準備すべきだというふうに思いますが、町の消費生活相談に関する、先ほどはある程度まだ想定がアバウトでよくわからなかったわけですが、私はそういうふうに具体的に進むべきだというふうに提言をするのですが、町長はそういうふうにお考えですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話の件ですが、この町の情報、それを言ってみれば総合的に突き合せをして、そしてそういった多重債務等々の方々について、次にやるべき手段のアドバイスをするといいますか、そういったシステム構築ということだというふうに思います。そういったことは大変大切だというふうに思います。

ただ、ただと言ったらまたすぐマイナスの逆の意味になるわけですが、情報の収集という部分でなかなか難しい部分が一つございます。先ほど税務課長が話したとおり、そういった相談に来る方、百何十件でございます

けれども、現実的に来る方の数は、全体から見ると非常に小さい数字になっております。それで、督促なりそういったことをやった段階で個人の情報をいろいろお話を聞く機会というのが、面と向かってゆっくり聞く機会というのがなかなかないということも一つ原因にあるというふうに思います。

各関係者、住宅とかそういったものにつきましても、臨戸訪問等をして当然お願いをしているところでございますけれども、そのときに親身になって話し合える状況までなっていくまでの時間というのは、なかなか時間がかかるんだというふうに思っております。行けば「わかった」と帰されとか、無視されるとかという状況もあるのが現実です。そう言ったら何もできなくなるかもしれませんけれども、そういった状況の中でそういった個々の情報を収集して、そしてそういったものを積み上げていく。これは足を運んで汗をかくという努力も必要だというふうに思いますが、前段のその部分の理解といいますか、そういった住民の方々にも理解してもらう部分も必要なんだろうなというふうな思いはあるんですね。

それで、そういった中で相談の窓口ということですので、窓口に来やすい体制といいますか、それもまた必要なんだというふうに思っています。こちらからこういう窓口があるからここに行ったらいいよというアドバイスをする、それももちろんですし、あとは今回窓口を開くということについてのPR、または相談しやすい環境づくりといいますか、そういったものも必要だと思います。

お話のとおり、今町それぞれにそういった税金または家賃等々いろいろ徴収をしているわけでございますが、それがうまく合わさって総合的にトータル的なその人についての評価がなされているかという、まだまだそこまで行っていない部分があるわけでございますので、まずそういったことを一本化して、先ほど法的にもそういったものが許されるということになってまいりましたということでございますので、そういったことも含めて今後一本化といいますか、そういった中でやっていくということは非常に大切だというふうに思っておりますので、そういった研究をしていかなければいけないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

まさにそのとおりで、そこまで債務者、要するに借金を抱えている方々が話せる状況に来るとするのは相当やっぱり大変だというか、翻って言えば借金する側からの心理というのはだれも同じ、借金とりに追われて「貸した金を返してください」あるいは「払ってない金を返してください」って連日のように連呼されたら、これはもう先ほど答弁の中にもあったように、最終的にはもう精神的なもの、あるいは自死の決断というような最悪の状態まで追いやられてしまうというか、あるいは自分でみずからそちらの方に向けてしまうというようなこともやっぱりあるんだろうと思う。

その心理の一番はやっぱり罪悪感。要するに借金を抱えて払えてないという、そういうものが前提としてあると。それに対しての相談でそれを分割で払っていただいても結構ですとか何とかということは、それは要するに借金を抱えている人に対するとる側の価値観であって、判断であって、今回私が申し上げているのは全くそういうことではないんですよ。今あなたが抱えている本質的な問題の根幹を解き放してやりましょうと。まず生活をゼロベースにしましょうと。マイナスになっているやつをみんなの力を結集して、法律家の力もかりて、制度も全部駆使をしてゼロにしましょうと。収入を得るための支援もしますから、働いて新たな生活を取り戻しましょうと。その中から今まで滞納した分を、言ったように分割でも結構ですからお支払いくださいねというようなことが結果としては解決するという、そういう発想のことを今回やらなきゃないんだということなんですよ。

ですから、今までの納税相談、あるいはそういうところで内々に、あっこれは納税だけの問題でなくていろいろ債務抱えているんじゃないかというような情報をつかんだら、先ほど言ったその専門家のところに行って、それをきれいさっぱりフラットにしましょうという、心の重荷を解き放してやるというような、そういう環境をつくるべきだと、そういう観点のシステムを構築するべきだというふうに私は感じます。

ですから、そのための先ほど言った各課の連携、情報の共有というものが、その方々が今まで対面した中でのやり取りではなくて、全くチャンネ

ルの違う先ほど言ったような観点からのプロ、あるいはそれに準じた資格者がその解決のために連携をとると。じゃあそのためにはひょっとすると生活保護を一たん受給する対応までやって、その中で短時間に生活再建のための環境を整えて、それで今度は借りたお金を全部ゼロになった段階から返していくというような、そういうところまでやれるのは多分今言った消費生活問題の解決の窓口しか私はないんだろうというふうに思います。ぜひそのような解決方法を探っていただきたい。

私も今回さまざまな制度、あるいは支援をよく見てみました。その中には無料で例えば司法書士なり弁護士なんかを使うことができるというような制度もあるんですね。そういうこともそういう困っている人たちに伝えるだけで相当心の中での安心感につながるのではないかと。ですから「急がば回れ」というような発想の中で町が抱えている滞納整理にもつながるというようなことを目指してほしいということで、もう一度お聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今お話のとおり、生活の再建をまず第一に、そして生活を立て直すことによって滞納とかそういったものにもつながってくるということだというふうに思います。

そういった相談ということで、消費者窓口とかそういったものが本来そういった窓口の大きな目的なんだろうというふうに思っておりますが、そのほかにも先ほど申しました弁護士さんの相談とかそういったことがあるということで、こういったものを大いに利用してもらおうと。町としてそういった方々にアドバイスといいますか、こういった制度がある等々のお話の仕方もあるんだというふうに思います。

まず、町の情報をそれぞれの課で持っているものを共有してということが大事だと思っておりますが、先ほども申しました相手の方にとっては言いたくない情報を収集するわけでございますので、これはなかなか難しいところがございます。多重債務で先ほども言いました住宅ローンだけ、い

っぱいローンローンローンが重なって多重になる場合とありますので、情報の収集の大切さとあわせて難しさといいますか、それがあろうというふうに思います。

以前にある自治体で、滞納者の税金徴収のために専門の方を雇って個別に回って、いろいろ徴収をして歩いた制度がございました。そのときにその方に聞いたことがあるのですが、滞納というよりも滞納するやり方、そういった借金の返済の方法とかそういったものを結局アドバイスして回るのが仕事でしたというようなお話も聞きましたけれども、そういった役割なのかなというふうにも思うところでございます。

情報の共有と同時に収集という難しさはあるところでございますが、今回窓口を設けるところでございますので、この相談窓口を有効に活用できるように、利用してもらえよう、窓口を設けるだけではなくて情報の提供、整理というものをこれからやっていきたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

私が申し上げたいことは再度まとめさせていただきますけれども、要するに行政に来られるさまざまな相談、そういった方々は何らかのやっぱり課題を抱えていらっしゃる。だから相談に来ているんだということであります。特に滞納なんかがある場合は、もうその時点で非常に困っているんだという前提であります。そういう方々はどうなるかという、だれにも言えなくて孤立化をどんどん深めているという状況であります。その結果、お話のあったように最悪の自死、みずからそういった道を選ぶというようなことまでに至ってしまうということであります。

ですから、借金問題は前提として必ず解決するんだという前提、そして多重債務によって家庭が崩壊してしまったと。だから、借金問題を解決しただけではいけないんだと。借金問題が解決してすべてがそこで終わりなんだということではなくて、先ほど申し上げた生活を再建して初めて解決をするんだというところまで認識をしていただいて、そのためには行政の縦割りのよく言われる発想ではなくて、各部署が連携し合うと。そして、



何よりも大切なのは、その情報を共有したものをどうやって解決するかというマニュアルをそれぞれの部署を連携させた中でつくと。それは行政にしかできない、行政にあるその資源を活用してこそ初めて解決できることでもありますから、それを今回の相談員をつくる際に必ずマニュアルをつくと。それがうまく回ったときに結果としては滞納金が解消されましたということになるようにぜひ強く願いたいというふうに思いますので、十分な検討と実行を求めてこの質問を終結します。

次は、インターンシップの活用をして町に活力を与えてほしいということです。

県内には東北大学を初めとする多くの大学が存在して、大和町にも県立大学が立地しております。要するにこの知的財産を活用したまちづくりを推進してほしいという観点であります。

インターンシップは御存じのとおり、自己の職業適性、職業生活設計など職業選択について深く考える契機となっておりますので、専門知識についての実務能力を高めるとともに学習意欲に対する刺激を得られるわけがあります。

さまざまな効果は、質問趣旨に書かれているとおりでございます。そういった中で近年の自治体ではインターンシップを活用してまちづくりをしようという町が急激にふえております。大和町もそういった中で躍進をするためには、次世代を担う若い方々の能力や、あるいは大学が持つ知的財産を活用したものを活用して、宮城の中核都市を目指す大和町にふさわしいプロジェクトを次々と打ち出してはいかがかという趣旨の質問であります。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。県立宮城大学や東北福祉大学を初めとする県内の各大学との情報交流につきましては、保健事業や生涯学習の各種講座の講師や助言者として現在ご指導をいただいております。まちづくり遊学塾を初めとする町民の方々の自主的

な活動に学生の皆さんに参画をお願いしているところでございます。

インターンシップにつきましては、学生が企業、事業所において将来のキャリアに関連した体験、就業体験を行う制度でございます。それぞれあるわけでございますけれども、インターンシップの制度の中には個人でやるもの、または応募型のもの、または大学の成果の中で取り入れるものがあるところでございます。

22年度におきまして宮城大学や東北福祉大学の看護系の学生を大和町で受け入れておりました。保健事業への参加や健康教室の企画、そういった企画を行っております。また、東北学院大学の工学部の町内出身の1名の学生を1週間受け入れをして、都市建設課において実習した経緯もございます。

保健事業への参加としましては、4年生での総合実習では5月から6月にかけて2グループ10名、3年生の領域別実習においては9月から2月にかけて7グループ三十数名の学生が本町において保健師の活動状況の研修と体験を行っております。

また、宮城大学等の連携を図っていることで、健康大和21や食育推進計画、自殺予防対策などにおいて大学の先生からアドバイスをいただき、計画書作成に大きな成果を上げておるところでございます。

研究する側、受け入れる側の双方におきまして、単なる体験就労以上の刺激を受けることができ、情報交流の機会として非常に効果的な機会となると考えておりました。創造力あふれる学生のパワーに期待をしながら大学との連携を一層緊密にして対処してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

私が今回申し上げているインターンシップというのは、今お答えをいただいたものとはちょっと趣旨が違うのではないかなというふうに思うんです。例えば今現在受け入れているような形とはちょっと違って、要するに大学の学部生の資格取得のための研修だとかそういったものではなくて、

要するに専門職を目指している方の実力を試せる機会を町の方向性と合わせるべきだと。言ってみればですから研究生だとか、あるいはゼミで専門にそういったことを学んでいるだとか、あるいはそれを指導する教授だとか、そういったものを連動させるべきだということを申し上げておるわけです。

ですから、現在やっている教員免許の教育実習だとか、保健福祉課でさまざまな資格をとるための実習生だとか、そういったものでは全くないということでもあります。

日本インターンシップ推進協議会というものも現在設立をされて、そこを通じて過疎に対する対策を打ちたいからそういったものを勉強している学生を派遣してくれだとか、そういう組織までもうでき上がっているような状況でもあります。宮城県の場合は先ほど言ったように優秀な大学がいっぱいそろっていますから、それを使わない手はないだろうということから申し上げました。

ですから、ぜひそういったものを活用したまちづくりを推進すると。そのことによって将来的には大和町は大きなポテンシャルを持った町だという、そういう研究者が私は大和町で働きたいんだというようなところまで結果として行けるような、相互に利益のあるような共同研究を進めるべきではないかということでご質問申し上げました。それに対してお答えをいただいて終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かに看護婦関係の方々については、資格取得のための実習ということでございます。そのほかに例えば叶蔵とかでやっているまちづくりそういったものにつきましては、宮城大学の学生の方々に入ってもらって企画を協力してもらったり、あとは宮床の村づくりに入ってもらったりということはやっているところでございますが、今おっしゃったとおり、町がやろうとするものに対しての専門の勉強をしている方について、勉強しながら一緒につくり上げていくということ、そういったことも大切だというふう

に思います。

学校との連携、そういったものの連絡のとり方等々あるわけでございますけれども、おっしゃるとおり宮城県にはすばらしい学校がたくさんございますので、そういった機会があればぜひ一緒にやっていきたいと、このように思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

今の趣旨に沿った共同研究が実績になるようなシステムを早急に構築することを心から念願をして、私の質問を終了します。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
再開は午後 1 時といたします。

午後 12 時 05 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

私は、福島原発事故による本町農林商工への影響と今後の振興対策、第 2 点目は、財産区のあり方について質問をいたします。

福島原発事故による本町農林水産物・商工業に対する影響と今後の振興対策について、まずお伺いをいたします。

東日本大震災による福島原発事故により発生いたしました放射性物質による汚染、これが本県にまで及んでいるということでありまして、本町の町民にとっても学校、地域の生活環境の汚染状況、さらには食の安全等々に不安を抱いている状況であります。

食の安全性につきましては、去る8月19日、肉牛の出荷停止措置が解除されたところでありますが、放射性セシウムに汚染された稲わらを与えられた肉牛から、国の暫定基準値1キログラム当たり500ベクレルを超える放射性セシウムが検出をされ、それが8月の18日まで出荷停止という形で措置がなされてきたということでありまして、さらには8月10日、県が発表いたしました農林水産物と原乳の放射性物質測定結果によりますと、農林水産物につきましては、10市町、11品目、これについては放射性セシウムが基準値1キログラム当たり500ベクレルなそうでありまして、登米市の米にこれが4ベクレル、川崎町のソバが6ベクレル、丸森町のモモが8ベクレル、大和町のマイタケは19ベクレルと公表されました。

さらに原乳であります、白石市・登米市・大崎市で採取をされたというふうには報道されておりますが、その基準値につきましては1キログラム当たり200ベクレルということでありまして、白石から採取されたものは1ベクレル、登米市については5ベクレルが検出をされたということでありまして、放射性ヨウ素についてはすべて不検出だったということでございます。

セシウムが不検出だった農林水産物もございます。これはいろいろあるわけでございますが、本町とかかわりのある分については六条大麦、それからトマト、これについてはセシウムが不検出だったということでありまして。

さらに8月12日公表されました出穂前の稲の放射性物質の測定結果、これについては丸森町が1キログラム当たり23.1ベクレル、白石が3.87ベクレル、柴田・大和・大崎、登米・栗原では検出はされなかったということでありまして、県の測定結果ではいずれも不検出が微量で安全性に問題はないということではしておりますが、その測定はほんの一部でありまして、全体をカバーするような安全ではないというふうに思っております。食の安全を確認する上でも町独自の調査というのも考える必要があるのではないかというふうに思っております。

そういう中でこのたびの事故によります本町の農林水産物及び商業観光事業に対する影響をどのように見ておられますか、そのことについてお伺いをしたいというふうに思いますし、さらにこの事故の中で第4次総合計画で計画をいたしております農林水産物・商業観光の今後の振興対策、それについてはどのようにお考えなのかお伺いをしたいということで、質問の内容は以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、中山議員のご質問にお答えをします。

福島原発に係る農林水産物の検査については、厚生労働省から県知事に対しまして検査の依頼があつて実施しているところです。

大和町に関する農産物や畜産物、林産物の検査結果につきましては、議員のご説明のとおりでございますが、商業、観光への影響については食の安全安心が一番で、本町というよりも宮城県産というとらえ方での影響、特に風評被害が心配されております。米や牛肉、野菜などにいたしましても、生産者のみならず卸業者、流通業者、販売業者等多くのかかわる方々が不安を抱いておるところでございます。

このような中、牛肉につきましては、去る8月26日、仙台市中央卸売市場、食肉市場で放射性物質検査を受け、暫定基準値を下回った宮城県産牛がせりにかけられておりますし、米につきましても、9月広報でお知らせしておりましたとおり、県内全域で県・町・JA・生産者等と連携して放射性物質調査をしまして、暫定基準値以下であれば、出荷・販売ができるようになっております。大和町につきましては、9月初旬に予備調査で2カ所、本庁舎で8カ所の調査を行い、安全性が判明するまでは出荷等ができない状況になっております。

第4次総合計画の基本計画で計画しています今後の農林水産業及び観光も含めた商業の振興推進策でございますが、今回の原発事故はあつてはならないことですが、基幹産業であります農業を中心とした振興策に変わりありませんし、四季折々の自然や祭りを中心とした観光、中心商店街を基

軸とし商工会などと連携した商業の振興策は、計画どおりでございます。

安全安心のため関係機関・団体等と情報を共有し、風評被害の払拭を含め元の元気を取り戻せるように地域振興に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

15番 （中山和広君）

今ご回答いただいたところでありますが、一番は子供たちの食、親も含めてもちろん全員であります。学校の給食で本当に安全なものが使用されているのか。また、これまで検査測定された結果は出ておりますが、そういう中でこれは先ほど申し上げましたが、ほんの一部分しかその対象になっていないということでありまして、本当にこの町の農産物が安全なのか。それについては目で確かめるといいますか、実際にこの町の測定したものを公表する、みんなに見てもらう、それが私は安全安心を確保する、その手段ではないのかなというふうに思っております。

特にこの次に同僚の鶉橋議員からもお話が出ますが、去る8月19日、角田市で野生のイノシシが捕獲されました。そのイノシシの肉から国の暫定基準値、これの4倍を超える放射性セシウムが検出されたということでありまして、さらには今から山菜のシーズンでありますから、キノコとかそういうものについてもどうなのか。私はそういう部分についても安心できるようなそういう対策を講じるということが大切なのではないかと。

県が測定した結果を公表し、そして町も独自の例えばそういう部分的なものを測定する。そうすることによって安全と安心が確認できれば、大変これは町民にとっても幸せなことでありますし、そういうことが必要だと。

さらに町長の答弁の中で風評被害のご回答がありましたが、これについてもそういう対策に取り組んでいるということであれば、風評被害もおのずからそれは解決できるのではないかとというふうに思いますので、改めてそのことについて町長のお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

食の安全ということは、もちろん非常に大切なことだというふうに思っております。今町の方でやっております検査につきましては県の検査といえますか、をもとにやっているところでございます、これは先ほども申しましたとおり、厚生労働省から県知事に対して食用について検査をするというような指示のあったものについてやっておるところでございます。

すべてにやるといってございませうけれども、それぞれ各町村でやっている部分もございませう。その結果につきましてはあくまで参考値とするということで、国でやっているものとはまた別の取り扱いということになっておまして、そのやり方、考え方は各町村それぞれだということに思っております。

今お話のとおり自然界にあるもの、そういったものもたくさんございませう。キノコにつきましてもきのこの新聞でしたか、一部、キノコの名前は忘れましたが、そういったものが出ているということございませう、そういったことになりましたと、どこまでやればいいのかという、はっきり言えば非常に難しいものが出てくるのだろうというふうに思います。

現在は町としましては、県と共同の歩調をとった中での進みということでございませう、独自の対策というものは測定する対策ももちろんございませうし、その結果についての対応、こういったことも検討してその中で進めなければいけないというふうにも思っております。

また、測定する機種といえますか、それにつきましても空気といえますか、ああいったものはかるものとはまた別でして、そういった専門の機関に行ってお願いをする。そういったこともございませうので、まだまだ今そこまで準備が整っていない状況にございませう。現在は県と共同歩調をとりながら県と同じ対応といえますか、というところを考慮しておるところでございます、今後どういうふうに進んでいくのか、先ほどイノシシの話がありましたが、大和町でも後ほど鶴橋議員からご質問の中でありませうが、イノシシ1頭捕獲しております。そういったものについての調査ということについても必要になってくるものか。そういったことにつきましては県とも相談をしていかなければいけないというふうに思っております。



キノコ等につきましても各種ございますし、いろんな種類のものがある中でございますので、やれば全部やっていかなきゃないというふうに思いますし、そういったものの判断基準といいますか、そういったものにつきましても、町独自でももちろんやる部分がございますが、幅が非常に広がってまいりますので、これは大和町だけではなく例えば郡内とかですね、そういったエリアの中での考えとか、そういったものも必要になってくると思います。各市町村の動向等も見きわめながら今後その対応について検討していく必要があるというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）  
中山和広君。

15番 （中山和広君）

今ご回答のありました郡内でのいろいろなそういう連携といいますか、そういうことも含めてまず安全安心が確保できるその対策を早急に講ずる必要があるというふうに私は思いますし、それがこれから今継続して進めているわけでありましたが、第4次総合計画で進めております、農林水産さらには商業観光事業の推進といいますか、その取り組みにもつながってくるというふうに思います。

いずれにしても町民がここの農産物は安全だということ、自分のうちの畑でとれたものも安全なんだよという、そういうものもぜひこれは確認できるようなそういう対策はぜひ講ずるべきだというふうに思いますので、町長の黒川郡内のそういう連携の中でそういうことも進めていくということでもありますから、このことについて期待をしながら、本当の安全安心が確保できるそういう施策を講じてもらうことを期待をしておきたいというふうに思います。

次に、2点目の財産区の関係についてお伺いをいたします。

財産区につきましては、財産区運営基本原則でそれぞれ示されているところではありますが、その中には財産区のある住民の福祉を増進するという目的、そういう中で財産区のある市町村または特別区の一体性を損なわないようなそういう運営をすべきだということで定められております。

本町の場合も財産区からの繰り入れについては一般会計に繰り入れをし、

それぞれの目的の中で予算を執行しているという状況にあります。特にそういう中で公共事業と判断できないそういう各種団体に対する補助金、交付金これらも含まれているところであります。

このことにつきましては、財産区のある地域とない地域との間に不公平感が生じて、議会におきましてもたびたびこのことについて指摘をしてきたところであります。私も何回かこのことについて指摘をし、さらに去年の決算の議会、さらにはその代表質疑の中でもこの問題については取り上げてきたところであります。

その内容については、先ほど申し上げたとおりであります。例えば老人クラブとか体協とか、さらには振興開発協議会、そういうものに支出をするものが、本当にそれが公共事業としての支出になるのかどうか。これはこれまで予算も決算も承認をし、認定をしてきたわけでありますから、そのことについて今とやかく言うのではなくて、これからのあり方の中でそういうことが果たしていいのかどうか。そのことについて財産区というもののあり方について、これは検討をする時期に来ているというふうに思っております。

町村合併をいたしまして56年経過をしております。町も目覚ましい発展を遂げておりますし、発展とともに住民福祉施策についても年々充実をしてきておりますので、これまでいわゆる地域間格差を解消して、地域住民の福祉の増進といえますか、そのために使うという財産区の問題があったわけでありましたが、私はもうそれについては、この56年を経過した今、くどいようではありますが、町の発展、充実とともにこれらについての使命は既に終わったと言ってもいいのではないかとこのように思っております。

本町におきますこの財産区のあり方、これについて申し上げますと、まず県内の財産区の状況であります。昭和43年の8月31日現在の資料、これしかございませんでしたので、それ以前のものはありませんでしたのでこれで申し上げますと、昭和43年8月31日現在では2市7町で28の財産区がございました。平成22年の9月1日現在になりますと、1市2町で5つの財産区しか県内には存在しないということになります。そのうちの三つが本町に設置されている財産区だということでありまして、本町における財産区のあり方についても改めて検討すべき時期に来ているのではないかとこのように思いますので、町長のお考えをお伺いをするものであります。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、財産区のあり方についてのご質問でございます。

本町の財産区につきましては、昭和30年の町村合併によりまして旧宮床村・吉田村・落合村が所有しておりました村有林を基本財産として設置されておりました、以来財産の変遷はありましたけれども、現在に至っております。

財産区につきましては、地方自治法上、特別地方公共団体と位置づけられまして、原則といたしまして固有の機関は置かれないことから、その執行につきましては所在市町村が予算を初めといたします議決は、所在市町村議会が行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、財産区運営の二大原則がございまして、その住民の福祉を増進することと、市町村の一体性を損なわないことがございまして、そのための審議同意機関といたしまして、地域代表者によります財産区管理会が設置され、事業実施の審議をいただくとともに、予算につきましても財産区の同意を得て議会に上程することとなっております。

こうしたことから、本町におきましても一体性を認識しての運営を行っているところであり、各種団体の補助金等につきましては、一般会計を通じての助成としているところでございます。

また、本町の財産区にありましては、山林及びそこから発生いたしました基金での管理運営が主なものでありますが、山林の役割につきましては、木材の直接需要よりも温暖化や大雨によります洪水調整機能、大気の浄化作用などの低炭素社会機構にとりましては、大きな意義がある事業であると思っております。

合併後56年を経過しておりますが、それぞれの歴史的背景があり、管理会委員を初めといたします皆様や、多くの方々のご意見を伺いながら慎重な対応が必要であると、このように考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

町長のご答弁をいただいたところでありますが、特にこれまでの状況を見ますと、こういう状況になっております。私が初めて議員になりました平成4年、その平成4年には負担金と補助金に分けてそれぞれの組織の方に予算化をして、その交付をしているということでありまして。

町財産区連絡協議会、これは宮床・吉田・落合それぞれ12万円負担、七ツ森観光協会20万円、これは宮床、振興開発協議会、宮床が80万円、吉田が20万円、落合はなし、各種団体連絡協議会、これは吉田だけで80万円、県の山岳遭難防止対策協議会大和支部それぞれ宮床・吉田が8万5,000円、落合が3万5,000円、有線放送分館維持費、吉田が10万円。負担金については宮床が120万5,000円、吉田が129万5,000円、落合は15万5,000円でございます。

補助金、これについては、児童館公園会、宮床が15万円、吉田が30万円、落合が40万円、老人クラブ連合会、宮床が15万円、吉田はなし、落合が32万円、体協の分会、宮床が30万円、吉田がなくて、落合が48万円、吉田愛林公益会、これはもちろん吉田であります、254万7,000円ということで、補助金が宮床が60万円、吉田が284万7,000円、落合が120万円というふうになっておりました。合計で宮床は180万5,000円、吉田が414万2,000円、落合が135万5,000円でございます。その当時の基金残高、これを見ますと、宮床は3億300万2,000円、吉田が1億1,861万3,000円、落合が4億3,812万5,000円という数字でございました。

それ以降、余りくどくどと申し上げませんが、平成14年から10年後の平成23年の分までの調査をいたしました。その結果、宮床財産区では、七ツ森観光協会、振興開発協議会、老人クラブ連合会、体協宮床分会、村づくり委員会、宮床中学校、これらに支出をした金が全部で4,441万9,000円、これは平成14年から平成23年までの予算まで含めると、そういう状況になっていると。そのほか生活センター等々のいわゆる分館といいますか、分館活動があるわけでありまして、それに支出をした分が4,222万7,000円でございます。そのほかに農集排なりいわゆる環境改善といいますか、

合併浄化槽、そういうものについて1億1,490万7,000円、町が財産区として負担していると。

吉田については、児童館公園会、母親クラブ、振興開発協議会、各種団体連絡協議会にそれぞれ予算を支出をしているということでありまして。それから、落合についても同じような形で予算が支出をされているということで、要は、いわゆる町が支出をしなくて、財産区としてお願いすることによってできる公共事業、これについては問題はないというふうに私は思っておりますが、それよりも何よりも組織に対する補助金といいますか、その額が例えば老人クラブなり、体育協会、さらには振興開発協議会、そういうものに相当の額が支出をされているということでありまして、先ほど申し上げた財産区のある地域とない地域での不公平感といいますか、それが非常に大きい状況になっているということでありまして。

このことを改善することが私は公平に予算を分配するといいますか、そういうふうに思っているわけでありまして、そのことについて改めて町長のお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

財産区についてでございますが、財産区は地域の振興、発展のためのお手伝いといいますか、そういった運営をしている組織でもあるというふうに思っています。もともとはそれぞれの地区の財産、村それぞれの持ち分であったということでありまして、その財産を合併によってそれぞれの地区で財産区という形で管理をし、そしてそれから出た当時は木を伐採したものが主だったというふうには思いますが、そういったもので地域の振興に寄与していこうということで、共有林そういったものをみんなで共有して持ったというふうに思っております。

そういった中でございますので、それぞれ木材が売却されたり、また昨今ですと、最近余りありませんが、土地が売買されて基金が出てきているということがございます。財産区が確かに少なくなってきておるのは全国で顕著でございます。大和町のこの3財産区、県内というよりも日本で

もかなり運営につきましては、いろいろな面でハイレベルといたしますが、そういった中でございます。

そういったところでございますので、地域の振興ということで、町の事業につきましてもさまざまな形でご協力をいただいている。ハード面ももちろんでございます。学校関係とか、または地域のコミュニティー関係の施設につきましても、財産区からの協力の中で建設した経緯もございます。

一方、ソフトといたしますか、そういった部分についてのお話ということでございますけれども、ソフト部分につきましても、その組織に対する補助又は負担金という形になっておりますが、ひとつ振興という大きな目的のものであろうというふうに思っております。すべて100%かといういろいろな議論の分かれるところがあるかと思いますが、基本的には先ほどお話のあった組織というものは地域の方々が参加し、地域のいろんな意味での活性化、振興を図る部分の組織団体でもありますので、そういった意味では地域振興にも該当するというふうにとらえることができるのではないかとこのように思っております。

その中で財産区のある地区とない地区での差が出てくるのではないかとこのようにございますが、確かに名目的なものを見れば、財産区の独自のといたしますか、地域のそういった応援体制と町からの体制ということになりますので、財産区のあるところの方が財産区からの補助が見えるところでございますけれども、これは考え方がいろいろとあると思いますが、その分町からのその地域に対する負担が減っているということでございますので、その分についてないところに町からの配分が行くという考え方もあるというふうに思っております。もちろん同額とかそういうものではございませんで、先ほど議員お話しのとおり、平成4年当時の状況と今の状況も違いますし、補助なり負担をしている団体についてもかなり変わってきているというふうに思っております。その時々に必要なところということでございまして、やみくもに定額をどんどんやっている状況ではないというふうに思っておりますので、この辺につきましては、それぞれの財産区がその時代時代に合った必要のある部分について補助なり負担をしているというふうに思うところでございます。

しかしながら、やっぱりそういった時代とは言いながら、地区の財産であり町の財産でもあるものでございますので、使い方につきましては精査

が当然必要でございます。この地区だからこの地区だけ独自にどんどんというか、そういったことにつきましては、やっぱりそういったものは考えるべきであろうと思いますし、我々予算を執行するに当たりまして、予算立てをするときに当たりまして、そういったことにつきましても財産区管理委員の方々と十分な話し合いをした中で進めていっておるところでございますが、今後もその辺につきましては十分内容を精査した中で予算の組み立てにつきましても今後も十分そういったことは考慮していかなければいけないというふうに思っております。

財産区それぞれの地域の持っている、先ほど申しましたが歴史的背景といますか、そういったものもある中で築かれてきておるところでございますが、地域の財産でありながら町の財産でもあると先ほども申しました。ですから、その用途につきましては、今後も十分我々も精査をし、財管の方々、または地域の方々としっかりした相談をさせていただいた中で運営していかなければいけないと改めて思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

詳しく町長から答弁がございまして、その内容については理解はできるわけでありますが、反面先ほど申し上げたように、一部のものについては不公平感だけが増幅をするといいますか、そういう状況にもあるわけありますから、そのことを十分に踏まえて、先ほどのご回答にある、いわゆる予算執行の中でそういうものをきちんと精査をしながらというお話がございましたので、それに期待をしたいというふうに思っております。

ただ、一つお伺いしたいのは、先ほども申し上げたように、県内の財産区がかつて28もあったものが、今五つしかないということは、それぞれの財産区の事情はあると思いますけれども、やはり財産区としての使命感といますか、それが達成できたということで解散をしている、そういうところもあるのではないかと。ただ、私の方のこの財産区については、基金が相当額あるものですから、なかなかそういう面で一挙にはどうだということはいかないとは思いますが、やはり全体の中で宮床が960町歩の山林、

吉田が3,100町歩の山林、そして落合が126町歩の山林を抱えながらその管理にも当たるということにもなるわけでありますので、それらが本当に財産区の機能の中でそういうものがきちんとできるようにしてほしいということをし添えて質問を終わりたいというふうに思います。以上で終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で中山和広君の一般質問を終わります。

続きまして、11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

私は3件の質問でございます。

1件目が、多様化が求められる有害鳥獣対策を問うというテーマにしました。爆発的な勢いというふうに書いたわけなんです、イノシシが阿武隈川を越えることはないだろうというようなことが言われておったわけなんです、最近ものすごい勢いでふえていると。ちょっと調べてみましたら、イノシシというのは、かつて青森まで生息をしていたと。これは寛延2年ですから約300年になるわけなんです、旧八戸藩領内、ここでイノシシがふえ過ぎたために1万5,000石の被害が発生して、3,000人の餓死者が出たと。いわゆる「猪飢饉」と言われていたそうでございます。相当の数が青森まで、これがいろいろ口蹄疫なり、あるいは天敵であるオオカミ等々によって激減をしまして、阿武隈川以南というふうになったわけなんです、これが仙台王城寺この辺で見かけたのが、約10年ぐらい前から見かけるようになったと。

本町でも4年ぐらい前だと思います。八志田地区の水田でまず発生をしたということでございます。おとしの10月の台風8号、この際には八志田用水路でいわゆるウリ坊2頭、反町下の堰で私実際見てございます。用水に落ちて上がりかねたというようなことでございます。昨年になって八志田である方は1回に8頭のイノシシを見たという現実もございまして、根古でも6頭見たという方がございます。ことしになって特に吉田川沿い麓下地区、綱木橋上流いわゆる吉田川沿岸、この辺では野菜等への被害がかなりふえておりますし、金取、八志田、吉田全域にふえているというよ



うな状況のようでございます。

その都度町に連絡が来ているんだと思いますけれども、イノシシの農作物の被害の実態、その対策、どのように把握しておられるかというようなことで伺います。

それから、有害鳥獣駆除に当たる隊員の現状ですね、いわゆる狩猟免許を持つ猟友会の会員の方がかなりあるんだと思いますけれども、実際の実働する駆除隊の現状等、そういった現状から後継者について何か町で考える確保対策が必要ないのかどうか。 さらにイノシシ、町では、はこわな2基備えてございますし、若干のくくりわなも持っているというふうには聞いてございますけれども、駆除隊の方々に伺いますと、絶対的に器材が足りないというようなこともおっしゃってございます。それで、器材の確保についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、2としましたが、このイノシシについては、一年一産で一度に大体5頭

ぐらい産むんだそうです。そして、子供のイノシシは満1歳で独立をして、雌は1歳半で発情を迎えると。妊娠期間は4カ月なそうですから、2歳で親になると。ふえ方のスピードがほかの有害鳥獣の比ではないわけでございます。仮に2頭の雄雌がいたとすれば、それが仮に1回に4頭しか産まなかったとして半分雌だったとすると、2頭の親から2年半で14頭になるというような計算になるわけでございます。

そういったことから、今後拡大が予想されるわけなんです、被害防止のための有効な対策、どのように考えているかという点、また被害をこうむる農家、農業者、これらの被害対策、防止対策研修会のようなものの開催なり、それから駆除に当たる猟友会を補佐する駆除協力組織みたいなものを育成をして、町なり猟友会、農家が一体となった取り組みも必要でないのかという点が二つ目でございます。

さらに三つ目なんですが、これはいわゆるニホンザル、これも吉田の振興協議会の役員会にも出たわけなんです、沢渡地区等々でもかなり困っておると。もう反町中の方まで出ておるそうでございます。吉田の駐在さんの話によりますと、駐在所の裏でキッキッと鳴いておったと。ピストルの発射までいかなかったそうでございますけれども、かなり出没の範囲がいわゆる宅地の密集する地域までふえてきておるといようなことござ

います。

このイノシシとかニホンザル、こういったものは駆除の許可権限が市町村長にあるわけで、速やかな対策が可能なわけなんで、いろんな対応を期待しておりますし、この実態がどうなっておるかということですね。

それから、一方では県知事の駆除の認可申請が必要なツキノワグマについてなんですが、以前平成18年当時なんですが、これは保護管理計画の話が持ち上がったときです。当時大和町でもものすごく出沒した年でしたので、これは計画そのものに反対すべきではないかと。特に駆除の頭数上限、これには徹底して反対をすべきだというふうに申し上げた経緯がございます。当時の回答では、当面对応については協議はしていくけれども、そういった頭数制限等々を盛り込むような管理計画はまだまだ考えていないと。平成24年以降だというような回答をいただいていたわけなんですけど、聞くところによりますと、もう既に駆除の制限が始まっているというふうに伺ったわけなので、どういう内容と本町への影響はないのかどうか、これをお伺いをしたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますけど、まずイノシシの農作物被害実態とその対策でございますけれども、今年の5月以降、吉田・清水地区、若畑地区、根古地区、反町上地区、山下地区といったように、町の西部地区でイノシシが出沒しておりまして、農作物への被害情報が寄せられ、地元猟友会隊員によりまして捕獲駆除の必要箇所に対し、はこわな・くくりわなを設置し、イノシシの捕獲駆除を実施したところでございます。

被害はナガイモを含むヤマイモ、サツマイモその他根菜類に多くの被害が出ている状況にあります。ことしも捕獲駆除を実施してございましたところ、吉田の根古地区におきまして去る8月22日に初めてイノシシ1頭、雄でございますが捕獲できたところでございます。これはくくりわなで捕獲しまして、体重60キロという雄でございました。

次に、猟友会隊員の現状でございますけれども、22年度隊員が24名、23年度隊員が27名となっております。活動隊員の確保の観点から引き続き隊員となる後継者確保に努めてまいりたいと思います。

それから、イノシシ駆除用の捕獲資器材としまして、はこわな2基、くくりわな3基現在町で保有している状況にあります。また、くくりわなにつきましては、支部で保有しているものが3基ございます。今後とも農作物被害の拡大を見られるとなれば、必要な資器材を補充しながら整備を考えていくこととしております。

次に、イノシシ被害防止対策として有効かつ大切な対策といたしましては、駆除対策を行う上で必要となる免許取得者の確保がございます。猟友会隊員のわな免許取得者は現在4名おりますので、この方々を中心に捕獲駆除をお願いし、イノシシ捕獲駆除の対策を講じながら地域の農作物被害の拡大防止に努めておるところです。なお、職員のくくりわな免許の取得についても検討しております。

また、地域の被害農家等に対しますイノシシ被害防止と危機回避を図る必要性から、広報などによります周知も図りたいと考えます。捕獲隊員の講習会参加も実施し、イノシシから被害防止と危険回避に関する内容を整理した上で啓発用チラシなどを通じて地域の方々の安全安心に努めるため、周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

さらにまた猟友会の支援対策としまして、駆除協力組織の育成の必要性についてですが、町の有害鳥獣被害対策協議会の充実を図ることで対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、ニホンザルの生息分布についてでございますが、本県にありましては群れの分布が三つの地域に個体群がありまして、南奥羽、飯豊南個体群、これは加美・川崎・七ヶ宿・白石地方です。それから原町個体群、丸森地方。金華山個体群の3地域となっております。

本町にあっては県西部に属する奥羽・飯豊南個体群に入るものと考えられます。町内でのニホンザル出没は町の西部地区、特に吉田地区で多く見られまして、民家の果樹、サクランボなどを食べに来ている状況にあります。ニホンザル出没は、一つの群れから分派した個体が民家へ出没しているとみられるので、これらの対策といたしましては、被害民家をお願いして、ロケット花火によるサルの追い払いのほか、小型はこわなも設置し、

サル捕獲駆除を実施しているところでございます。

次に、本県のツキノワグマの保管管理計画におけます捕獲駆除の頭数上限につきましては、平成22年の11月から24年の3月までの計画期間において、推定生息数中央値の8%の50頭と定められております。これは過去20年間の平均捕獲数からして妥当数値であるとの判断によるものです。さらには地域帯で個体管理をせず、県域全体での個体管理となっておりまして、県が個体数水準の維持の観点から被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で、かつその必要性を十分審査した上で捕獲数が制限されるよう配慮した中で町が捕獲申請をした際に捕獲許可が県からなされる仕組みとなっております。

町が県に対しましてクマの捕獲駆除申請をするに当たりましては、猟友会と連携し地域の被害農家の実態について県と町とが立ち会いを通して、現地の確認調査をする際、詳しく被害状況を説明した中で、県の捕獲許可をいただいております。現時点では、クマの捕獲制限による影響はないと考えております。

なお、有害鳥獣被害対策といたしましては、町と猟友会が一体となって捕獲駆除等を実施していくほか、駆除隊員の技術向上と担当者の研修も図り、さらには被害農家さんにも自己防衛としての防除、これは町からさっきも申しましたロケット花火とか提供するわけでございますが、そういった防除をとることもあわせて大切であると、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

いろいろ被害の内容等も町長から説明があったわけなんですけど、イノシシについては今後懸念される大きな被害というのが、稲の被害なんだと。いろいろ調べてみますと、入熟期の稲が大好物だというようなことでございまして、頭数がふえれば当イネの被害の拡大というのがふえていくんだらうというようなことで、これはただならないことになっていくのではないかとこのように思っております。

猟友会の隊員がこのぐらいいるということですから、そうしますと23年27名、実際に活動をする方がこのぐらいいるということなんですか。どういうふうにとらえておりますか。ただし、免許所得者が4名というようなこと、この相関関係ですね。

それから、器材についてははこわな2、くくりわな3、別途猟友会3というふうに三つあるというようなことなんですが、実は隊長にも伺ったわけなんですが、なかなかはこわなでの捕獲は難しいというようなことで、くくりわなが必要だというようなことで、いろいろ町にも要請をしたそうでございますけれども、なかなか予算的に難しいというようなことで、22年度は隊長が15個、ほかの協議会から借りていろいろ仕掛けてみたそうでございます。さっき町長からあったように、その後猟友会自体で3個、これは一つ2万7,000円するくくりわななんだそうですが、これを3個買ったそうです。それから、町から3個買っていただいたそうです。町では1個5,000円のやつを3個買ってくれたというようなことで、それでその対応をしておると。

実際伺ってみますと、県南の方の有害鳥獣対策を調べてみました。そうしますと、丸森とか角田辺りになりますと年間250頭ぐらいの捕獲の実績があると。中身を聞いてみると、1人の駆除隊で50から100個ぐらいのくくりわなを設置しているような状況だというようなことで、これは個人持ちなのか、対策協議会持ちなのかわからない。そのような状況にあるというようなことで、本当にこれだけの器材でこれから実効が上がっていくのかなというような部分がございます。それでも1頭とって、町長も食味したというようなふうに伺ってございますが、その1頭とったことが一つのはずみになって今後の励みになっていけばというふうに思いますし、ただそういうふうな実態なので、もう少し器材というものについて町も本気になって考えていくべきではないのかなという部分ではどのように考えていらっしゃるかお伺いをしたいと思います。駆除隊の実働隊の実情ともあわせてひとつお願いします。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

実働隊につきましては課長からお話ししますけれども、はこわなとかわなの件ですが、確かに今イノシシは2基はこわながございます。これはクマなどが入ったときは外に出られるようになるということで、同じものではないんですね。それで、イノシシにつきましては、1回かけたら数カ月そこにかけておいて、かかるかどうか待つということで、クマですと比較的簡単にといいますか、出たところにかけるとかかるのですが、そういうことでなかなか難しい状況があるようです。

それで、最初にくくりわなということについては、カモシカがいるということで、くくりわなはまずいのではないかという話がありました。要するにイノシシにかわってくくりわなにカモシカがかかった場合の影響、カモシカは天然記念物ですので、ということであったのですが、やむを得ないということで去年許可をいただいたところでございます。数的には確かに少なかったということ、実績がないということもありましたので、くくりわなをかける人もいなかったということで、丸森の方に猟友会の方々に行っていただいて、いろいろ研修を積んでもらった中でかけておったということでございます。

この間1頭とりました。お話のとおり私もこのぐらいの瓶にもらって食べました。あれっ、放射能は大丈夫だったのかとさっき思いましたけれども。それはあれとしまして、そういうことで1回とれているという実績もございますし、あとお話のとおり目撃情報が非常に多くなってきております。そして、今のところは畑の被害、お話のとおり田んぼでもあったところでございまして、ふえてくるというふうに考えておりますので、このわなにつきましては今後ふやしていかなければいけないと思っております。2万7,000円と5,000円の差がどうなのかちょっとその辺があれでしたが、いずれにせよ何百本というものはなかなか難しいにせよ、今後そういった対応、器材につきましてはふやして行って、あとはそれをかける人にもよりますので、結構かけるのも大変だという話も聞いております。それぞれの場所に行ってかけて、見回りをしながら今度はいろんな捕獲した場合の対応とかをするわけでございますので、数があってもなかなかその対応がということもありますので、そのバランスは必要と思いますが、今の数は余りにも少ないところでございますので、今後そういったものにつつまし

ては、くくりわなの方がいいというふうに判断をしておりますけれども、その他器材の必要性、それは必要だというふうに考え、今後対応してまいりたいというふうに考えます。

それから、実働部隊につきましては課長の方からご報告します。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お答えをさせていただきます。

くくりわなの方の出動の実際の隊員の数でございますが、1回の出動で大体五、六名というふうな形で出動してございます。

なお、本町にあってはこの捕獲関係につきましては、大和町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づいて、猟友会と一緒にやりまして捕獲の実施をしているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

このイノシシの被害、この間じゅうは麓下地区でサツマイモが軒並みやられたというようなことで、いろんな人から話も聞きましたけれども、1晩なり2晩で一つの畑を全部食べていくというようなことになると、もう被害が出てからではくくりわなも何も余り意味がなくなってしまうわけですよね。連続して広い田んぼのようなところに出てくるというのであれば別なんです。

そこで、私がさっき申し上げたのは、やはりこういう山間部に位置するといえますか、そういう川沿いと、その辺に畑なり田んぼを持っている方々というのは、やはり今後イノシシというのは当然被害に遭う区域になるのだと思います。そこで、さっき申し上げたように、やはりそういった地域の方々を対象に、さっきは猟友隊員なりを対象に講習等々という話もあったのですが、やはり農家が防御する研修会等の開催、これは必要では

ないのかなと。さらに発展して、駆除の権限は町村長でありますから、町長の許可でとれるわけでございます。

それから、ちょっと見たのですが、平成12年度以降は農作物保護というようなことであれば、許可がなくてもかけられるというようなくくりわながかけられたことも何かで見たような気がするわけなんです。いわゆるさつき駆除隊が何人いるのかというようなことを申し上げたのですが、駆除隊だけでは、被害が出ました、さあ町に行った、それを見てもらった、時既に遅しというような形ですから、やっぱり農家がみずから防御する対策、それはその研修会等々、さらに予防する何かこれが必要だと。仙南の方ではいろいろ電気柵に2分の1補助したり、いろんなあれをやっているようでございますけれども、さらに1頭とれば5,000円とか、いろんなあれがあるようでございます。

そこで、町なり猟友会の駆除隊だけではどうしようもないと思うんですこれは、頭数がふえていった場合。そこで、農家等に講習会をしながら駆除の補助組織といいますか、そういうものを育成するようなところまで、何か大きく農家なり地域を誘導していくことも大事ではないのかなというふうにも思いますので、どのように考えるかお伺いをします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防御の研修といいますか、そういったことをやっている地域、吉田西部地域という形ですので、研修会とかそういったものは持ってやるということはやぶさかではないと思うのですが、効果的な防御というものがどういったものがあるのか。よく南の方で見ると、トタンを立てているのがありますが、それはイノシシの防御だという話を聞いたことがありました。そういった方法とか、いろんな方法があるんだというふうに思っておりますので、その辺の研究が必要なのかなと。丸森等でもかなり多く出ているということでございますので、そういったところでどういった研修をして、どういった講義をすることによって防御の効果が出るのか、そういったことについても、今は捕獲というところでしか動いていないところござい



ますので、防御の方についても町としましても勉強するといえますか、そういったことが必要だというふうに思っております。

予防につきましていろいろ電気柵ですか、以前クマでも町で準備したことがございました。そのものについても結果的にはいつの間にかちょっと管理がまずくなったとか、そういう経験もございますので、そういったことの反省も踏まえた中でしていかなければいけないと思いますし、当たり前ですけれどもどこに出るか分からないという中でですので、予防というものについて必要と思いますが、勉強するには難しいところがあるんだろうなというふうに思っております。そう言いながらまずこういったことがある、こういったことであるのでみんなで予防しましょうという意識づけといえますか、そういったことも必要だと思いますので、そういった研修も関係者の人と相談しながらどういった効果のある研修ができるか、あんまり待ってられない状況ではある中でございますので、考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

被害をこうむるであろう農家への研修、これは極めて大事だと思うので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

次にクマの問題なんですけど、これは町長の今の答弁によると、22年から24年までこのような50頭というような制限の中で保護管理計画が決まって、それによって現在動いているということだったのですが、冒頭申し上げましたように、18年に質問した際には、24年までは頭数制限は加えませんよというふうに県に問い合わせた結果、町長の口からそういう答弁をいただいたと。それがその22年から50頭というような制限が加えられたというようなこの経緯、町にどういう説明があったのか、この辺について再度経緯等を伺いますし、なぜ申し上げますかという、イノシシのくくりわな、これは猟友会の隊長に聞いたのですが、これは確かにクマが上の方から逃げられるような仕組みにはしてあるそうです。これもいわゆるクマの頭数制限からやむを得ずこういうふうにしてしまったと。仮にイノシシのおり

の中でクマを捕獲してしまえば、頭数制限に引っかかったりすると、これは申請出していませんからまずいというようなことで、やむを得ずそういうふうになっているそうなのですが、おりに入ったクマというのは、おりにかみついたりして歯がこぼれたり、もうそういうふうになると野生に戻しても大丈夫なのかというようなことが逆に懸念されると。頭数がそういうふうには制限されることにより逆に心配されることがいっぱいあるんだというようなことも伺ったので、お伺いをしたわけなんです。それだけ1件目でお伺いしておきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）  
頭数制限、22年11月からというふうに申し上げましたが、その件につきましては詳しく課長の方から申し上げたいと思います。

お話のとおりクマ、はこわなでやると暴れまわっておっしゃるとおりの状況になるので、ドラム缶のような丸いわなというんですか、あのわなであれば、両方がパタッと閉まってしまうので、中に入って暴れてきばがとれるような状況にはならないというふうに聞いておるので、あれだったらいいんだろうという話も聞いたことがありますけれども、ちょっと定かではないですけれども、いろいろあるようでございます。じゃあ課長から。

議長 長 （大須賀 啓君）  
環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

お答えをさせていただきます。

ただいまの議員の質問でございますが、ツキノワグマの保護管理計画というふうなものでございますが、これにつきましては県の所管が県の自然保護課ということで、この管理計画の作成に当たっては検討しまして、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワ部会が審議に当たるということで、これらの答申を受けて県が定めているということでございます。

す。

その経緯でございますが、平成15年から16年にかけて生息数実態調査を県が実施してまいりました。18年以降、この鳥獣被害が大分ツキノワグマで人的被害が、衝突というようなことで出ましたので、平成19年にこれの見直しというふうな会議が出たようでございます。そうしまして、平成19年4月1日から5年間を一計画期間としまして、第10次の鳥獣保護事業計画が定められてございます。

そのため、平成22年11月1日から平成24年3月31日までの計画としてのこの保護の50頭の計画で、なお危険回避のためにはこの50頭には縛られないというふうな形で、県も弾力的な運用を図っているようでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
 鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

1件目についてはイノシシとクマだけで終わってしまって、3件質問しますので、1件目を終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
 途中でありますが、暫時休憩します。  
 休憩時間は10分間とします。

午後2時13分 休 憩

午後2時25分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
 再開します。  
 休憩前に引き続き会議を開きます。  
 鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

2件目に移るわけではありますが、その前に1件目で1頭とったイノシシ、実は猟友会が器材を町の方に準備してほしいということを再三要望しておったそうですが、町長さんに1回まず肉を食わせてみろと、そしたらというようなことをさっき言うのを忘れまして。そういうことなのでひとつ期待しておりますので、お願いします。

2件目の過般の一般質問から2点伺うというタイトルでございます。まず一つ、これは6月の質問でございました。吉田川上流八志田用水頭首工、この河川災害復旧対策は進んでいるのかということでございます。この頭首工は、隧道部分を含めて8億もの予算を投じて平成4年に完成して、竣工まだ20年でありますけれども、河川の災害によって頭首工附近の土砂崩れ等で竣工時の頭首工の面影はございません。土砂が取水口に流入して下流の水路の堆積が問題となっております。

前回の質問では、河川の管理者に連絡をして復旧を依頼しているところだということでした。さらに、地元と町と県との3者協議をすべきだということをお願いして、それは早急に行うというような回答もいただいていたわけなんです。いまだに地元の水利組合に何の連絡もないしそのままというふうな状況でございます。

今回の詳細はこれはまた中身は違うわけなんです、大郷町が設置しております行井堂の頭首工、これは一部地震で損壊したわけなんです、これについては国交省に依頼して現況復旧の準備を進めておるといふふうに聞くわけなんです、これも吉田川本流の頭首工には違いないようなんです、これは頭首工そのものの災害とある意味は違うんだと思いますけれども、この八志田堰頭首工、あのままでは取水口が土砂で埋設してしまう危険性さえあるのではないかと心配をしてこの間も見てまいりました。で、河川復旧はどうなっているかと、その後の対応についてお伺いをするものでございます。

二つ目、これは3月の質問でございました。県による南川ダム湖のネーミングライツ売却、これはいろいろ経緯があったといふふうに町長から答弁がございました。私も南川ダム湖、あの自然環境にそういったネーミングライツはなじまないのではないかと申し上げていたところでございます。あれは3月議会でございましたが、その後時間が経過をしておりますし、いろいろあの時点でも希望する企業等もあるやにも聞いたわけございま

すけれども、その結末はどうなったのかということでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、初めに八志田堰の頭首工の件でございますが、八志田堰頭首工直上下流、吉田川の左岸、天然河岸が延長約40メートルにわたって崩壊しておることはご指摘のとおりでございます。地震後において都市建設課を通じて河川管理者である宮城県仙台土木工事事務所に連絡をして復旧を依頼したところでございますが、その後調査をしていただきまして、天然河岸の崩落はあるが自然現象であると。河川の機能上支障がないので、河川災害には該当しないと。災害には該当しないというような回答を受けたところでございます。このことについては、町の産業振興から口頭ではございますが、八志田堰の組合長に伝えておるところでございますけれども、今後そういったことでございますので、災害という形ではなくて、通常の維持管理の中での土砂撤去ということで、手法等について関係方面と協議していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、南川ダムของネーミングライツ売却の件でございますが、ダムのネーミングライツ命名権募集につきましては、宮城県が管理を行っております南川ダムを初め、県内の6ダムを対象として2月1日から2月28日までを申し込み期間としてスポンサー企業の募集が行われました。募集の結果、南川ダム1社、大倉ダム2社に応募がございまして、宮床ダムなどの4ダムは応募がございまして、現在再募集が行われております。

応募があった2ダムにつきましては、応募書類をもとに企業情報や法令遵守の状況、愛称、契約金額等を総合的に判断をしてスポンサー企業が決定されております。当初は3月末までに決定の予定でございましたが、東日本大震災の影響によりまして選定事務がおくれていりましたが、このたびスポンサー企業が決定をいたしまして、7月28日付で宮城県との契約が締結されたところでございます。

南川ダムのネーミングライツスポンサーは、東京に本社をおいてダム建

設などの土木建設事業に関する調査・計画・設計などを事業内容といたします、株式会社クレアリアという会社でございまして、ダムは「クレアリア南川ダム」、ネーミングライツ料は1年当たり30万円でございます、その契約期間は平成23年8月1日から平成28年の3月31日までの5年間となっております。

スポンサー企業には、ダム入り口等への愛称を用いたダム名看板の掲出やダム堤体等への愛称等の表示の特典がありますが、株式会社クレアリアでは、ダム堤体等への愛称等の表示は希望していないとの話がありますが、詳細については宮城県と株式会社クレアリアとの協議により決定してくるものと考えております。今後もダム所在地の町として情報収集を行いながら、ダム周辺の活性化につながるような事業の共同実施についてスポンサー企業とその可能性を協議してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

鵜橋浩之君。

11番 (鵜橋浩之君)

まず、八志田頭首工の関係ですが、頭首工の直上下流において約40メートル一崩落、天然河岸、これは自然現象という説明でしたけれども、これは40メートルというのは管理局から見える範囲でですね、上流は恐らく100メートル以上のところから随所に崩落箇所があって、おととしも景観に恐らく地元から写真を添えて来ていると思うのですが、今回の震災でなお大きく崩れたということでございます。ですから、40メートルというのは管理局から見える範囲でありまして、その上からもう堆積がかなり進んでございます。

ご案内のように八志田堰というのは、堰からすぐ取水する隧道になるわけでございます、隧道の入り口が何て言いますか、もう既に隧道の入り口まで土砂が堆積してそこから落ち込んでいくというような、そういう感じの今状況になっている。川をせきとめる頭首工がこうあるわけなんです、頭首工の表面まで全部土砂が堆積しています。前段、8億2,000万円もかけて20年前に竣工したと申し上げたのですが、最初私たちが見たイメ

一ジというのは、水深3メートルぐらいがあって、魚が泳いでいて、その上澄み液が取水口より流れていると、そういう頭首工の姿だったんです。現況あれを見ますと、堰というか完全に埋まって、頭首工の頭だけ見えるというような状況、そういうような状況を町長見ているかどうかわかりませんが、関係課では何回も見ているのだと思います。

そういうような状況からあそこは山崩れとか、上が地すべり地帯というようなことで、岩等が流れてくるとというようなことで、それが水路に入って、末端の水路特に農道の横断暗渠やなんかが詰まっていますと苦労しているというようなことで、水利組合でも大変困っているというような内容でございます。今の回答によると、河川災害には該当しないと。自然現象だと。けども、その頭首工、堰にはものすごい影響を与えているわけですね。それが機能上支障がない。これは川の方の勝手な言い分ではないんでしょうかね。県がこういうふうに言うからって、町はただ引き下がっているんですか。ちょっとその辺のところもう一度お願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）  
引き下がっているということではなくて、先ほども申しましたとおり自然現象という判断をしているということですので、今回の地震災ではないという判断がされたということでございます。したがって、地震災で改修するということではなくて、前からいろいろやっているところでございますけれども、例えばこの洞掘側を掘削したような、この間やりましたね、ああいうような形のものの対応とかですね、または防衛の対応とかそういったもの、自然災ではない方法でのやり方をなお協議していかなければいけないというふうに考えておきまして、通常の維持管理の中ということになりますので、そういった維持管理業務の中でそういった部分についての対応を考えていかなければいけないということでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）  
鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

維持管理の中でということなのですが、県と町と地元の3者協議はもうやったんですか、やらないんですか。そういった行動はどうなんですかね、県とか入れて。そういう経過ありますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

3者の協議があったかどうかについては、課長から話しさせたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

県と町と地元の水利組合ということですね。3者協議という件でございますけれども、これにつきましては、県の土木事務所の方から河川災害でないという判断があったものですから、3者協議には至ってないというのが現状でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そうしますと、地元には何もないということだと思っておりますが、そもそもこの頭首工、これだけの予算を投じてつくられたわけなんですけど、これは事業主体といいますか、設置主体といいますか、これはどういうふうにとらえればいいんですかね。これ町なんですけど、県ではないと思うのですが、組合なんですけど。どういうふうになっているんでしょうか。



議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
管理については堰組合ということでございますが、事業主体については課長の方から。

議 長 （大須賀 啓君）  
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）  
お答えをさせていただきます。  
財産につきましては町で帰属しておりまして、管理は堰組合というふうな形になっております。

議 長 （大須賀 啓君）  
鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）  
財産については町のものだ。町の頭首工だということであれば、やはりあのような状況の解消、極力早く図るようにもっと努力をしていただきたいと。もう少し強く県の方にも働きかけていただきたい、その対応。さっき行井堂堰の話を出したのですが、ちょっとひび入っただけで、町が国交省の方に連絡をとって手を打っているというような、大郷町がですよ。そういうような状況もありますので、やはり同じ町の財産であれば、ひとつあの状況を見て、あのまま放っておくというのはいかがなものか、そう思いますので、再度町長に今後の対応、意気込みを伺っておきます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

行井堂堰につきましては、地震災ということでは認められたということではございますので、これはそういうことで国の方でやったということだというふうに思います。今回、この堰につきましては、地震災ということでは残念ながらといいますか、認められてはおりませんので、これにつきましてはやむを得ないというよりも、地震災としての対応はできないという県からの、地震災についての判断がなされているというところでございます。

したがって、維持管理の中でという通常の管理の中でやっていかなければいけないということではございますので、今後もいろんな方法を考えてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

鵜橋浩之君。

1 1 番 （鵜橋浩之君）

それから、このネーミングライツについては、ダム堤体等々に表示する考えが業者がないというようなことのようにございますから、極力環境に配慮された今後の対応を町としてもひとつ目配りをお願いをしたいというふうに思います。

3 件目でございます。これは先ほど中山議員からも質問があったところでございますが、私は、放射線量の調査体制というふうにしました。あの事故以来不安が増す一方でございまして、収束まで30年スパンとかいろいろ言われまして、長期化の様相を呈してございます。

さらに、我が列島、原発にぐる一と囲まれておりまして、本当にこれからあいつた震災が起きるたびに、危機管理の中に放射能というようなことを新たに加えていかなくちやならないのかなという思いをしております。

いろいろ空間の線量調査等々については、ガイガーカウンター等々を借りたりなんかして常時やっているようではございますけれども、農産物の安全性のアピール、こういった観点から線量の調査体制、これが私は必要ではないのかなというふうに思って、体制というようなことでテーマにいたしました。

先ほどの中山議員さんの答弁で、大和町単独では無理かもしれないので、

郡内の体制で考えるというような方法もあるのかなというふうな答弁も町長されたようでございます。いろいろその辺を踏まえながら私の質問にもひとつご回答をいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、放射線量調査体制に関するご質問でございますが、3月11日に発生しました福島第一原子力発電所事故により、発電所から飛散した放射性物質の影響は県内にも及んでおります。

現在、本町におけます空間線量率調査は、宮城県から貸し出しを受けた簡易型測定器1台で、役場は平日毎日、児童館・幼稚園は週2回測定をしております。小学校と中学校・保育所は、財団法人日本科学技術振興財団から貸し出しを受けた簡易測定器を各1台ずつ配置して、平日毎日測定を行っており、線量率の変化を注視しております。

7月からの測定結果は、気象条件により多少の変化はございますが、測定数値に大きな変化はなく、その数値は健康に影響を与えるものではありませんでした。測定結果は、当日中に町のホームページでお知らせをしております。広報でも結果の概要をお知らせしております。

測定により実際に得られる空間線量率は、大地からの放射線や宇宙線等の自然放射線等、人口放射線の合計でありまして、それぞれ分けて測定することはできないことや、特に原発事故による放射能セシウムは、半減期が30年と言われることから、現在の線量率は長期にわたるものと思われまます。

農畜産物の放射線、放射能測定につきましては、宮城県において4月25日から定期的に県内市町村で各種の農畜産物の測定を東北大学などの専門機関へ測定分析を依頼しております。その結果が公表されております。

当町ではハウス栽培のハウレンソウ、露地栽培のタマネギ、ハウス栽培のトマト、施設栽培の菌床マイタケ、路地栽培の六条大麦が測定を受けており、いずれも国が定めた暫定基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認されておりますことから、町独自で調査を行うまでには至らず、今後

も宮城県等の調査結果を注視してまいりたい、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
 鷗橋浩之君。

1 1 番 （鷗橋浩之君）

以前、中峯浄水場の汚泥から基準を超えるセシウムが検出をされたと。あの当時南川ダムの花野果ひろばですか、ここの野菜は大丈夫なんですか、調査しているんですかと、いろいろ問い合わせがあったそうです。やっぱり売り上げにも一時響いたというふうなことも伺ってございます。

先ほど町長は、これからキノコの季節、山菜の季節云々言いました。今の回答では、町独自の調査報告までには至らずというふうにはっきり申し上げたのですが、先ほど中山議員の質問については、町単独でなくても郡レベルとか、そういうような意味合いのふうにも私はとったのですが、やはりこれから米の調査なんかも始まるわけなんですけど、仮に基準以下であつても少しでもあれば、消費者はすぐ消費行動に出てしまうというのがこの問題だと思うんですよね。

そこで、町として独自の調査、必要には至らずというようなふうにおっしゃったのですが、先ほど中山さんとのどういうふうなニュアンスの差をとらえればいいのかわからないのですが、郡単位でのことも考えていくというようなことだったのですが、町長、その意気込み一言だけお願いをします。

議 長 （大須賀 啓君）  
 町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたとおり、町独自ですといろいろ難しい部分がございます。ましてそういった山菜とかになりますと、エリアも広がってまいりますので、町独自というものより難しいと。あとさっきも言いましたこの町のものが影響がすべてに出ていくわけですから、やはりその辺の関係

町村等のそういった考え方の統一性とか、そういったものも持ってやる必要もあるのではないかというふうに思っているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
    鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

    いずれにしても角田では備えたようでございますけれども、郡単位でも、もう少し広域でもよろしいので、県の調査は限りがあるようでございますから、対応を考えていただきたい。それだけ申し上げて質問を終わります。

議長 （大須賀 啓君）  
    以上で、鶉橋浩之君の一般質問を終わります。  
    続きまして、5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

    それでは、私から通告しております2件につきまして、ご質問をいたします。

    まず、1件目の玉ヶ池レクリエーション広場の整備を質問いたします。

    玉ヶ池レクリエーション広場は、南川ダム建設に伴い親しまれてきた四十八滝公園が水没するため、昭和54年に代替施設として玉ヶ池を新たな市民の憩いの場として整備してから早30年以上経過しました。毎年町より委託を受け、行政区で除草作業とトイレの清掃を行っており、手を加えている広場内は大変きれいになっております。玉ヶ池は大和町の「まほろば百選」にも入っており、平板岩を使用した板碑が人気があり、正応2年、1289年の鎌倉時代末期の建立で大変貴重なものであります。平成5年の夏に神奈川県川崎市の横川氏という考古学を研究している人が突然私のうちを訪ねてきて、玉ヶ池について調べたいということで、古碑、板碑の写真をとったりして同年12月2日に文字を解読して送っていただき、まほろば百選の作成の一助にもなっております。

    史跡には、玉ヶ池は七ツ森、鎌倉山からこんと湧き出る清水が流入しており、どんな旱魃でも絶えることがないと言われており、昔から付近一

帯の水田を潤し、恵みの神水として信仰の対象となっていたと思われます。伝説によれば、坂上田村麻呂将軍が七ツ森で狩りをしたとき、この土地、悪田地区の長者の娘、悪玉姫を見初めて愛妻にしたとあります。悪玉姫は、毎日玉ヶ池で清水を飲み、この水で顔を洗ったために美女になったと伝えられております。

こうした史跡が書かれた大きな看板もありますが、ところどころ文字が薄く読めないところもございます。また、二つの古碑、板碑にかかっている屋根も2年前の強風でトタンがめくれ上がって修繕が進まない状態になっております。また、地名が藤沢というように紫のフジがことしはこれまでになくきれいに咲き、近年にない多くの方がフジの花見に訪れました。しかし、このフジ棚も一度柱を一部交換しましたが、つるがすっかり柱に食い込みフジ棚は風が吹くとグラグラになり、つるでフジ棚がもっている感じもいたします。池の上にかかっている板橋、ところどころ板が抜け落ちバリケードで現在通行禁止になっています。池の中を清掃したことはないと思いますが、大分泥も堆積して池の中のコイも30センチぐらいの深さの水の中を狭そうに泳いでおります。池の周りの木々も大分太くなり、除間伐してももう少し日当たりよくしてもよいような感じもするわけでございます。

また、地元や観光に訪れた人から言われることが、「駐車場をつくれなにか」ということでもあります。駐車スペースは広くはないが、五、六台分の駐車場も白線を引けば可能なので、ぜひ考えてほしいと思います。

また、すぐ前には七ツ森には入らないたんがら森がそびえ立ち、たんがら森への登山風景が平成5年12月3日にテレビ放映されてから、毎年登山愛好家の人たちが玉ヶ池から1時間以上もかけて登頂する人もいます。頂上には文殊菩薩があり、遂倉山から入る道はありますが、登山道がないため、時間もかかるようですので、整備する考えはないでしょうか。玉ヶ池公園は、七ツ森登山する人がトイレ休憩をしたり、親子連れが多く遊びに来たりするので、安全な遊具などを公園の片隅の方に設置してはどうか。これらを整備したことにより、名勝玉ヶ池がよみがえることにより多くの観光客が見込まれることから、本町の観光振興に大きく寄与すると考えるが、町長のご意見を伺うものでございます。以上が1件目の私の質問でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、堀籠議員のご質問にお答えをします。

この広場につきましては、お話あったとおり、昭和54年当時南川ダムの建設に伴いまして、地域の名勝とあずまや、運動広場を有する四十八滝が水没するため、これにかわる施設として整備されたものでございます。この広場の管理関係につきましては、当該地区の行政区長さんに除草、樹木の剪定、清掃等を行っていただいております。

今回ご指摘の看板の修繕等につきましては、これは計画を立てながら修繕を進めていきたいというふうに考えております。また、この広場の位置づけでございますが、今お話しありましたが、利用者の動向、こういったものを考慮しながら検討する必要があるのではないかと、このように考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

この玉ヶ池広場もつくってからもう30年以上も経過しますので、柱あるいは板なども雨や風で大分傷んでいるのも当然かと思えます。そしてまた、修繕・補修もたくさん出てくると思えます。

ひとつ町長に提言があるわけでございますが、この水のわき口の小さな池を清掃して、少しそれに手を加え、昔のような化粧の水といいますか、美女の水を復元してはどうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思うんです。

私も小さいころ、よく玉ヶ池には遊びに行きました。1メートル50四方ぐらいの小さな池でしたが、本当に水の中は大変に冷たくきれいな水でございました。その玉ヶ池を祭っていた人が悪田のおじいさんでございました。そのおじいちゃんの孫娘さんは大変にきれいな人でございました。そして、

その方は落合の方に嫁ぎ大変幸せに暮らしているようでございます。ぜひ町長にこの水の復元を提言して、町長のご答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あそこの水で顔を洗った方は大変きれいになっているようでございます。もともときれいだったという話もありまして、その効果につきましてはいろんな意見があると思います。そういった昔の伝説的なものがあるって、そういう史跡があったということでもあります。伝統文化を大切にすることも必要だというふうに思いますが、水というものにつきまして、きれいな水でしょうけれども、顔を洗うとか、目を洗うとかといった場合には、いろいろ衛生的なものの管理も今はうるさくなっているところもありますので、そういったところがどうなのかという心配もちょっとあるところでございます。

そういった伝統的なものについての利活用ということは、今後いろいろ検討されていくべきというふうに思いますが、こういった形でやるのか、先ほど申しましたけれども、その利活用について利用者の動向、またはあそこに何を求めているか、そういったことを整備するについても必要なんだというふうに思います。たんがら山に登るためにあそこの入り口といいますか、そういったものの利用がいいのか。フジの花を見るのがいいのか。ソフトボールをするのがいいのか。または玉ヶ池の伝説を生かすのがいいのか。あそこに訪れる方々、議員はそこに住んでおられるからいろんな話も聞いておられるというふうに思いますけれども、そういった利用目的といたしますか、そういったものをある程度決めた中で整備とかそういったものの位置づけを考えていく必要があるというふうに思っております。

修繕につきましては、順次ではございますけれども、屋根のめくれですか、そういったものがあるというふうに聞いておりますので、それは修繕計画を立てながら進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）



堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

私も週二、三回は、玉ヶ池の入り口にごみステーションがありますので、そのときにぐるっと車に入って毎回のように見てきている状態でございます。

それから、あそこに歩道、せつかく舗装で整備された散策道があるんです。あれも途中で草刈りも終わっているのです、すっかり刈ってからもっといい遊歩道になるのかなと思うんです。

それから、あそこにある電線の分電盤ですか、分電盤のボックスがあるんですが、あれも何年も前から横になっておりますので、あれ真っすぐにした方がいいような気もするんです。そうでないと、全然管理していないのかと、そのように思われがちでございますので、その辺を十分点検しながらやってもらいたいと思います。そして、優先順位を決めまして一つ一つ整備してほしいと要望して、1件目を終わりたいと思います。

それでは、2件目に入りたいと思います。

2件目の質問は、東日本大震災の課題からでございます。3月11日発生しました東日本大震災から間もなく半年になろうとしておりますが、いまだに強い余震が時折発生しております。また、台風やゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨が発生し、7月の台風6号、今回の台風12号では、三重県、和歌山県などで大きな被害を受けております。福島県や新潟県ではゲリラ豪雨で、800から1,000ミリ以上の大雨が降り、多くの方が避難勧告を受け、甚大な被害をもたらしております。近年は地球温暖化からの影響からか、発生する気象災害の巨大化が目立っております。

今回の大震災で時間も日数も経過しておりますが、これによりましてさまざまな検証から新たな課題もたくさん見えたと思いますので、次の3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、自主防災組織を早急に各行政区ごとに町主導で進めよであります。現在の本町における発足率は29地区28組織の49.2%であり、地区別に見ますと、吉田川1カ所、吉岡8カ所、宮床9カ所、鶴巣7カ所、落合4カ所の29地区で、まだ半分と余りにも時間がかかり過ぎるのと、地区によってばらつきがあるので、町の方からどんどん行政区に入り進めて

いくべきと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、肺気腫、腹膜透析などの病気で在宅で電気を必要とする患者の把握と対応は十分か。また、いろんな事情で長時間停電でも病院へ行けない患者もいるので、そうした場合に町での発電機の貸し出しの考えはないかでございます。

3点目は、今回の地震で本町の指定避難所がまほろばホール、ひだまりの丘、教育ふれあいセンターなどが指定されました。吉田のふるさとセンターも断水で水くみに来る人もいました。しかし、宿泊する人はいませんでした。近くに南川ダムがあり、管理事務所で自家発電を行っており、周辺の街灯に電気を送っております。南川ダムの管理事務所で自家発電しているものを吉田ふるさとセンターへ送電の働きかけを行い、河南地区、いわゆる麓上下、金取南及び難波を含んだ地区を吉田教育ふれあいセンターに次ぐ第2避難所にしてはどうか。町長のお考えをお伺いいたします。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、東日本大震災の課題からのご質問にお答えをします。

自主防災組織の設立につきましては、議員お話のとおり現在28組織、29地区となっております。今回の大震災では地区での救護や安否確認、独居老人の支援など、重要な役割を果たしておりまして、設立促進については地域の皆様の防災に対する意識づけが大変重要であり、区長さんを中心として消防団、婦人防火クラブ、老人会など、地域ぐるみで取り組まなければならない、地域での設立機運が大きな要素となるところでございます。そのため、日ごろから地区内での話し合いが大変重要となっております、区長会議や防災訓練等を通じて設立推進のお願いをしております。

また、今回は各行政区に対し、東日本大震災に関するアンケートを実施しております。その中で今回の地震を経験して自主防災組織の必要性についてお聞きしたところ、まだ未設置の地区においても今年度中に立ち上げたいとする地区は6地区ございました。また、設置の必要性を感じ検討す

るとした地区が9地区でございます。本年度中に予定している地区については、個別に協議し設立の準備の支援をしていく予定でありまして、その他の地区についても職員が出向き、自主防災組織の規約や組織、活動について説明を行い、設立促進をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、肺気腫等の病気で自宅で電気を必要とする患者の把握と対応は十分か。また、患者へ発電機を貸し出す考えはという質問についてお答えをします。

現在、大和町内で在宅で酸素濃縮機を利用して、町から電気代補助をしている方が18名おられます。災害時は基本的には病院に入院していただく対応が一番かというふうに考えておるところでございます。また、発電機の貸し出しでございますけれども、介護を行っている家族の方での取り扱いが難しい部分もあろうかと思ひまして、課題が大きいものがあるというふうに思っております。

次に、南川ダム管理事務所で自家発電しているものを吉田ふるさとセンターに送電するよう働きかけ、河南地域及び難波を含んだ地区を吉田ふれあいセンターに次ぐ第2の避難所にしてのご質問についてご回答いたします。

南川ダムには水力発電機が設置されておりまして、発電された電力は主に管理事務所に使用されております。そのため、ダム事務所以外に電力を供給するには、契約の変更や供給するための電線を別に配線する必要があり、設備に多額の費用が必要となります。吉田ふるさとセンターに発電機を設置して電源を確保して、避難所として利用することは可能でございますけれども、今回の震災による避難を必要とされた方はおりませんでしたので、新たな避難所の設置については、地域防災計画の中で必要性の状況を把握した上で検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ただいまご答弁をいただきました。この自主防災組織、もう平成16年か

ら一般質問で出て、もう7年になるんですよね。ことしつくろうと思って  
いた地域、行政区もあったと思うんですが、矢先に地震が発生して、計画  
が延びたところもあろうかと思いますが、ことしじゅうに立ち上げる予定  
が6カ所ですか、あと設置の必要性を検討しているところが9カ所、それ  
に29をあわせると44ですか、大和町は59行政区ですようね。そうします  
と、15地区が残るわけですが、やっぱり全地区設立するように町の職員み  
んなで入ってつくるように勧めたらどうか。町長、今度の改選に向けて意  
気込みをひとつお聞かせください。来年の今ごろには全地区で発足できる  
ような意気込みをお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自主防災組織につきましては、先ほどもお話ししたとおり、これは強制的  
にやるということも方法の一つかもしれません。ただ、それを継続して、  
そして毎年訓練等を積んでいただきながら内容を充実していくということ  
でございますので、やはり地域での機運というか、そういったものが大切  
だというふうに思っております。強制的につくってくれという方法の一つ  
としてはあるとは思いますが。

ですから、町ではもちろん先ほども申しました、職員が出向いて、そう  
いった組織活動について説明を行ったりしてやるということは考えておる  
ところでございますけれども、やはり地域の方々のやろうという気持ちで  
すね。このことが非常に大切なんだというふうに思っております。

また、ご案内のとおり、地域地域では地震被害が比較的少ないところと  
いいますか、地盤の強いところといえますか、そういった方々の地域によ  
っては、うちは大丈夫だという考え方もあるように聞いております。例え  
ば吉田地区、宮城県沖地震のときにもこけしも倒れなかったという話も聞  
くような地盤の強さもあると聞いておりますが、今回の地震ではそういう  
ことではなかった、若干の被害もあったということでございますので、そ  
ういった昔からの考え方とかがあるところでございます、なかなか強制的  
にというふうにはまいらないといえますか、今後維持管理、そういった

ものを考えますと、やはり積極的に自主的につくっていただくのがベストだろうと考えております。そういった意味で消防団防火クラブ、区長さん、また地域の方々、または議員の皆様方、そういった方々からも自分の地域をまず設立するというような考えでやっていただければ、かなり進むのではないかというふうにも思っておりますので、そういったご協力もぜひよろしくお願いしたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

やっぱりいろいろ見ますと、余りにも町の職員に頼ったり、あるいは消防団員に頼って、余り頼り過ぎるのかなと。そういうふうに私も感じるんです。やっぱり自主防災組織をつくれれば、自分たちの地域は自分で守る。そして、いろんな安否確認、あるいは災害の把握状態を知ることでもあるのではないかなと思っておりますので、ぜひ少しでも早く進めるように私から要望して一つ目を終わりたいと思っております。

次の2点目の電気を使った病人18名ほどおられるわけですが、ちょっと私の知り合いなんですけれども、ちょうどこの地震が来たとき、すっかり電気がとまって、うちにも発電機がないし、そしていろいろ隣近所探し歩いて、そしてやっと発電機が見つかって使って、そしてガソリンなんかも分けてもらったりしたんですが、ガソリンなくなってしまって、今度スタンドの方に行って並んで購入するのに大変苦労したんだって、そのように申しておられました。

一番いいのは、まず入院するのが一番ベストなんでしょうけれども、どうしても入院できない方も中にはいるかと思うんです。そういったとき緊急自動車ですか、あるいは公用車等々のガソリンを手配できるような、そういった証明書みたいなのがあって、それでガソリンを購入できるようなものを発行できないか、その辺町長、ご答弁お願いしたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の地震でそういった燃料関係ですね、購入が非常に難しくなったということでした。緊急車とかそういったものについては急遽ああいった形で許可証といいますか、認定証といいますか、そういったものを発行しての対応ができたところですが、今回のそういった発電機等が病気で必要な方に対してのそういった対応はできなかったところでございます。そういったところまで準備ができていなかったということでございますので、今後そういったものについて、そういった方の証明といいますか、そういったものの発行とか、そういったことも考えていく必要はあるんじゃないかというふうには思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

結局その人は心労等々たたって亡くなってしまったのですが、ぜひそういった証明書の発行なども考えてほしいなと思っております。

それから、3点目の吉田のふるさとセンターにダムから電気を通電する件でございますが、発電機やった方が費用対効果上安く上がるのは当然かなと思うんです。これも集落の会合のときにお話が出ました。これも大変いいことだなとは思ったんです、私も。ぜひこの辺進めていきたいなと思って、今回まず取り上げたのですが、ぜひこれらも補正計画の中で検討していただけるかどうか質問して終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申し上げたところでございますが、ふるさとセンターの利用ですね、それについて先ほど言ったとおり避難所としての利用があそこが重要なのかどうかということも考えなければいけないというふうに思います。

今地域防災計画、そういったもので新たな避難所等につきましても、今回の震災を踏まえていろいろ検討しているところでございますので、そういった中で必要性の状況、そういったものを把握した上で検討していきたいというふうに思います。

議長 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）  
検討していただくことを期待しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 長 （大須賀 啓君）  
以上で堀籠英雄君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午後3時21分 休憩  
午後3時32分 再開

議長 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
14番中川久男君。

14番 （中川久男君）  
一般質問を許可されたので、3件よろしくお願いをしたいと思います。  
1件目は、被災した公共施設の早期復旧をということであります。  
3月11日、東日本大震災により被災を受けた公共施設、町民体育センター、宮床基幹集落センター、総合体育館等は、かなりの被害に遭われました。被災後も11日が来ると6カ月になりますが、いまだ町民に開放されていないが、利用者の方は一日も早い施設開放を待ち望んでいます。という

ことは、やはりこの施設の中での運動、そして逆に下水道、そういう道路が陥没したり、非常に危険な状態であります。利用者の方々は、いつになったら利用できるのかわからない状況ですということで、開放等の予定を町民に知らせるべきではないかということでお伺いします。

また、この施設の修理費はどのくらいの費用がかかるのか。逆にこの施設で先般避難所になっているものもございします。そうした中でいつまでもこのような地震が来るかもわからない状況でございしますので、町長の所見を伺うものでございします。以上でございします。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、議員のご質問にお答えをします。

東日本大震災によりまして、大和町総合体育館につきましては、第一競技場、一番広いところですが、天井板グラスウールが、天井の板ですね、186枚とメッシュパネル45枚が落下する等の被害を受けました。また、町民体育センター、自衛隊前の体育センターでございしますが、につきましては、東側の窓ガラス10枚が落下しまして、またサッシ枠の上部が破損いたしました。それから、西側の外壁剥離、外壁が落ちたという被害を受けました。さらに、宮床基幹集落センターにつきましては、外壁が落下したこと、天井が落下、内壁も同じように被害を受けて、3施設とも使用不可能な状況でございします。

これらの復旧工事でございますが、町民体育センター、総合体育館、これらにつきましては、文部科学省の公共社会体育施設災害復旧補助事業にかかわります事業として実施することになりました。このため、国庫負担補助事業の事業計画書を提出しまして、9月中旬の災害査定に向けて宮城県の予備審査を受けておるところでございします。査定が完了した後に復旧工事発注の予定となっておりますので、工事の完成時期は12月中の予定としております。施設の利用予定団体の代表者の方に対しましては、被害状況についてのお知らせをしております。

開放時期につきましては、復旧工事の内容が確定し、発注した後に広報



等そういったもので町民の皆様にお知らせをしたいというふうに思っております。

総合体育館におきましては、一部施設につきまして安全確認及び駐車場を確保いたしまして一般開放しております。自転車競技場は4月9日から、トレーニング室につきましては4月28日から、第二競技場及び陸上競技場は6月6日から順次一般開放している状況でございます。

なお、宮床基幹集落センターにつきましては、復旧工事を施工中でございます。この施設のうち和室の方は利用できるように仮復旧を行いまして、一部貸し出しを行ってまいりました。工事期間につきましては、11月末日までとなっております。工事終了後に一般開放をしてご利用いただくこととしております。

調査いたしました被害金額につきましては、町民体育センター、総合体育館あわせまして約5,000万円ほどでございます。宮床基幹集落センターにつきましては、約1,500万円ぐらいでございます。このように復旧工事を国の災害復旧補助事業を活用して行うように必要な事務を進めているところでございますので、完工後の利用再開までお待ち願いたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

ぜひこのような内容のことを町民の方、また利用したい方にももう少し周知できるように小まめに情報なりを流していただければよろしいと思いますが、町長のご意見はどうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたとおり、補助事業等につきましては、国の査定等々、国の日程等も必要でございます。それで、今までなかなかその日程が決ま

っておりませんので、具体的にいつごろという方向もできませんでしたが、今回そういったことで査定が完了した後に復旧工事発注ということでございます。発注すればどの時期に完成するとかそういったことがもう少し具体的にわかりますので、そのときに改めてご報告をしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

よろしく周知のほどをお願いいたします。

それでは、2件目3件目、皆さんも2回も聞いていることなんですが、障がい児の放課後ケアと学校の休み時の余暇支援について、また大和町の障がい者地域活動支援センターの設置についてということで、これで3回目になります。中身の方は皆さんご承知のとおりです。やっぱり障がい児、また障がい児でなくても放課後ケア、そういうものがこの大和町で障がいを持っている人たちが非常に苦労していると。その進捗状況が大和町障がい者基本計画（改定）第2期障がい福祉計画、大和町次世代育成支援行動計画（後期計画）に掲げております障がい害児施策についての町長の進め方、これまでどれまでの対応を進めてこられたのかなと。

ぜひ町長は前向きに検討してまいりますというようなお話のもとで3月9月、そしてちょうど1年6カ月がたちました。この中でいろいろな施策の中でもっていきますと、やはりこの障がい児の放課後ケア、余暇支援、そして障がい者地域活動センターというふうな並びの中で発達障がいも含みますし、現状としてやっぱり障がい者自立支援法、児童福祉法、これが大きく二つに分かれると。やはり、そのような形の中でまた国の方、県の方そのものが24年の4月1日以降にまたその施策が進むと。ぜひともこの中で掲げている施策について、町長はこれまでこの1年6カ月の間にどの辺まで前向きなものができてきたのかをお伺いするものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川議員、今、件名2件、3件一緒ですか。（「はい」の声あり）1件ずつ分けているからね。

14番（中川久男君）

すみません。障がい児の放課後ケアと学校休みのときの余暇支援についてをお伺いします。障がい児の放課後ケアと学校が休みのときの余暇支援について、進捗状況と大和町障がい者基本計画（改定）第2期障がい福祉計画、大和町次世代育成支援行動計画（後期計画）に掲げている障がい児施策について町長はどのように進めようとしているのか。これまでの検討なされた分もあったらここで説明をしていただきたい。以上です。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、障がい児の放課後ケアと学校が休みのときの余暇支援について、進捗状況と障がい児施策についてのご質問でございました。お答えをいたします。

このご質問につきましては、議員お話のとおり昨年3月、9月と2回にわたり回答してきたところでございます。児童デイサービス提供施設につきましては、ことし4月に本町吉岡にも民間事業所がオープンされまして、保護者の要望にこたえる形での利用状況になっておるところでございます。

現在、本町の利用申請児が約30名おり、ほとんどの児童が利府町のデイサービスも利用しておりますが、本町としましても今後場所、運営方法について、民間活用も視野に入れて課題等を整備してまいりたいと思っております。

次に、障がい児施策についてであります。現在日中活動の支援として行っております身体介護、家事援助、行動援護、日中一時支援事業等の介護、見守りサービスにかかわります支援体制等につきまして、民間保育所、民間児童デイサービスの新設等もあったことにより、今後どのような形で支援できるものか考えてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

先般、やっぱりそのものに対して下町に民間の事業所が5月にサービスを行っております。ぜひそういった中で、やはり放課後ケアそのものの運営方法、やはりそういう民間のNPOの方々が動いておりますので、ぜひ町としてもその辺の情報をアップしながら、お互いに利用者のために非常に相談のしやすいそういった形の中で町も中に入ってご指導いただければなど。

皆さんのこの障がい児の放課後ケアは、やっぱり親も子も一時勤めに行くなり、何か急用ができたときなり、夏休みなりに、私も前から言っていましたとおり、ぜひその辺のNPOさんにタッチをしながらいい方向性を早急に見出していただきたいなど、こういうふうに思いますが、町長はいかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、民間の施設が5月からスタートしているところでございます。民間でのそういったものは大和町では初めてということでございますけれども、国の施策もそういった方向も向いているところでございますので、民間等々の力も一緒に協力いただきながら進めていければというふうに考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

3件目お伺いをいたします。

大和町障がい者地域活動支援センターについて、大和町障がい者地域活動支援センターについての進捗状況と障がい児子育て支援センターの必要性については、町長どのようにこれまで考えられたのかをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、大和町障がい者地域活動支援センターについての進捗状況と障がい児子育て支援センターについてのご質問にお答えします。

大和町地域活動支援センター、工房七ツ森につきましては、精神障がい者小規模作業所からの移行でございまして、本年4月1日より運営を開始しておるところでございます。職員の増員を図りまして、定員も10名から20名にふやして利用可能者も精神・心身・知的の3障がいに対応しておるところでございます。

運営につきましては、町の社会福祉協議会に委託しておりまして、現在精神と知的をあわせて12名の方が作業を行っております。

次に、障がい児子育て支援センターについてでありますけれども、当該支援センターは、障がいを持った子供さんの利用できる施設で、その保護者の育児相談等についても利用可能とするものであることより、施設の場所はもちろんでございますが、対応するための専門職員体制の再生等の整備も吟味されることから、具体的にどのような形態で運営が可能なのか、今後検討されます子育て支援センターの考えも含めて検討していきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

町でも4月からひだまりに工房七ツ森、そして現在利用している方は12名と今町長がおっしゃっておりました。やっぱりこのような方々が立派な

指導員のもと作業を続けられている。逆に次に障がい児とは言わないのだけれども、あんまり立派でも親が悩む、そういう子育て支援育児相談、この辺はこの作業所の中でも3障がいに対しての対応をしてみたいというところでスタートしていますので、その間にそういう方々のご相談は何件ぐらいあったのかなと、現状で。

そして、次に障がい児子育て支援センター、センターというふうになると非常に大きな組織なんだけれども、やっぱりそういうものの身軽に相談ができるところ、ひだまりに行って、多分支援センターの中でそういう相談ができるとは思いますが、そういう障がいを持った持たないの相談もあると思うんです。ぜひその辺のこれまでの経過、どのような相談が何件あったのかなと。逆に作業で悩んでいるとか、賃金で悩んでいるとか。もしそういうことが余りにも知られていないのであれば、ぜひそういう保護者の方々、障がいを持った方々、そういう方の相談、もう少しソフト面で連絡をとりながら現状として相談に乗っていただければなというふうに思いますが、ぜひその辺の専門職員もこちらに来ればいると思うんです。でも、向こうも社会福祉法人ですから、立派な方々がいるわけですから、ぜひその辺の周知がなされていけば、今後子育て支援センターというでっかい建物でなく、やっぱりそういういい悪いの知恵おくれ、逆に精神・知的そういう方の小まめな相談をやっていただきたいというのがいろいろな今の若い奥さんたちの希望でございますので、ぜひ親に相談したって、親が年とってるとなれば、やはりそういうプロ的に保健福祉課さんなりがそのアドバイスをとりながら、国・県・町村でやらなくてならない最低限のバックアップ、指導はどの辺まで進められるのかなと。

まず1件目は、この支援センター工房七ツ森に対して3障がいで悩んでいる方がこれまで何件かご相談に来られたか。あとは幼児・乳幼児、子育て、そういうもので悩んで相談に来られた方のものが何件あったか。そして、どういうことが一番親として苦労したのか。その辺の悩みごとを町でどれだけ把握しているのかなというふうに思っていますので、その辺をわかる範囲内で結構でございますので、お願いしたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問、施設の方に相談内容とか件数ということでございますので、このことにつきましては課長から答えさせます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは、中川議員のただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、この3障がいの方々の相談でございますけれども、具体的に正式に入所利用相談という形に関しましては3件ございました。

それから、乳幼児、子育て、この辺の相談につきましては、町保健福祉課の方で保健師の方に日々相談ございまして、むしろ保健師の方から電話があった際に訪問していることも多くて、具体的に数十件としか言えませんが、正確な数字はあれですけれども、件数にしてはかなりのお母さん方々からご相談あるようでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

ありがとうございます。ぜひその辺やはり相談に来ても、この新庁舎の役場では障がいを持った子供さんを連れて親身になって相談できる場所、結局正面に入りますと、まずもって会計課、町民課さん、そしてそういう子供を保健福祉課の担当まで行くのには、何かじらじらと見えると。ぜひともそれでなければ、東側の方でも専門的などとは言いませんけれども、やっぱりそういう保健福祉課の方に何かの相談で入り口があると非常にいいんだがなと。逆に玄関入って、今対策本部がありますよね、やっぱりああいう一画のところでも相談できるんだらいいんだけどなというお声が、すごく若い奥さんたちには難儀なようです、この役場。だから、電話が入って、どうしたらいいんでないか、こうしたらいいんですかという電話は

あると思うけれども、なかなかその子供たちを連れて、親身になってということになれば電話になってしまうということですから、ぜひ今のこの役場という中での今の対応ですが、今後そういう支援センターなりそういうものがあるのであれば、社会福祉協議会もありますことだし、そうした町の中の福祉法人もあることですから、ぜひどっかに一つ集約しながらそういう困ったことの相談に当てていただければなど、そういうことですので、町長はどのように、こうやっていろいろやっていただいています、子供支援センターの考え方を含めて検討していきたいと思いますということで、ご検討はこれで3回目されていると思いますので、ぜひ可能な限りそういう方々の相談のしやすい庁舎の使い方なり相談の方法をひとつ町長にご指導いただきながら、もう1件その件でご指導いただいて終わりたいと思います。お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今中川議員のご意見は、相談しやすい体制をとということだと思っております。役場庁舎は今、保健課が一番奥になっております。こういう形で今1回ですべて窓口を1階にということで集約したところがございますが、位置的にはそういう関係になると。相談ということになりますと、奥まで行くのが大変ということでございますけれども、一たん相談の受付といいますかね、そのこともしてもらわなきゃいけないものですから、初めから向こうで相談と、電話でももらったら向こうで待ってればということがあるんでしょうけれども、そういった難しさはあるんだなというふうには思っております。

また、先ほど申しました子育て支援センター、障がい児の方のみならず、子育て支援センターを考えておりますので、そのことのあり方につきましては、一緒のケースも考えられるでしょうし、同じ悩みもあるということもあると思いますので、分けずにやるということもあるのではないかなというふうなご意見はあるところでございますので、そういった意味で検討していくというふうに申し上げておるところでございます。ご意見、そうい



った課題もあるというものを念頭に入れながら考えてまいりたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

14番 （中川久男君）

以上で終わります。ぜひこの障がい児地域支援センター、早急な活動の芽が見えますようお願いをいたしまして終わります。

議長 （大須賀 啓君）  
続きまして、3番伊藤 勝君。

3番 （伊藤 勝君）

議長のお許しが出ましたので、2件について質問します。

まず、初めに避難所の防災機能の整備について。文部科学省によれば、今回の震災による被害は、耐震基準を満たしていた学校施設では小規模な被害にとどまったという。一方、建物自体の被害は少なくとも、天井や照明器具などが落下し、避難場所として利用できなくなるケースがあった。天井や照明器具なども含めた耐震対策が求められている。

避難所で数日間を学校施設でしのぐには、水や食料の備蓄が欠かせない。寒い時期なら毛布や石油ストーブ、夏場の場合は扇風機などが必要で、そのために必要な簡易的な発電機などの準備も必要になる。また、今回の断水や停電などで多くのトイレが使用不能になり、簡易トイレの確保、プールの水の浄化水に利用してできるようなどの対応が求められている。一方、連絡用にはトランシーバーが役立つという声もある。無線設備やテレビ・ラジオなどの情報手段の確保が重要だ。避難が長期化すれば、炊き出し体制用のガス設備やカセットコンロが不可欠だ。運営スタッフも執務や炊き出し、救援物資の仕分け、救護など避難所の運営に必要なスペースの確保も重要になる。避難者の健康やプライバシーの確保のためにじゅうたん式の部屋や女性用の更衣室、授乳室などの確保も望まれる。高齢者や障害者など受け入れを考慮し、施設のバリアフリーを行うことも大切だ。こ

うした点を踏まえ、防災機能の強化を急がなければならない。

次の点について、町長の所見をお伺いいたします。

(1) 避難所の天井や照明器具なども含めた耐震化対策について。

(2) 応急対策として物資備蓄、トイレの確保等、長期的対応としての避難所のバリアフリー等の対策について、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、伊藤議員のご質問でございます。

初めに、避難所の天井や照明器具などを含めた耐震対策についてお答えをします。

本町の避難所は、小中学校、まほろばホール等の施設、21カ所を避難所として各地区へ設置しております。震災に当たっての避難所開設は、避難所施設の被害状況を震災直後、早急に調査把握し、安全を確認してから災害対策本部が避難所を指定して開設しております。

町内の避難所は、耐震基準を満たしておりますが、今回の東日本大震災では総合体育館、宮床基幹集落センターで天井板の落下など被害を受けておりまして、施設の復旧に当たっては、天井板を張らないなど落下物対応を、今度は新しく張らないということですね、考慮して復旧してまいります。

また、天井や照明器具等の耐震基準は、建築基準法でまだ示されていないために、耐震化対策が明示された時点での検討を行ってまいります。体育館等の照明器具の取り付け状況を随時監視し、安全確保に努めてまいります。

次に、応急対策としての物資備蓄、トイレの確保等、長期的対応としての避難所のバリアフリー化等の対策についてのご質問にお答えをします。

今回の東日本大震災では、町が策定しております地域防災計画の範囲を超える震度や被害となったことから、震災対応を検証するため、災害対策本部各部署での対応や設備、備品、備蓄品等の課題について、全職員から意見を聴取している状況にありまして、これらをまとめ、避難所マニユア

ルの作成や地域防災計画の修正を行ってまいります。

また、備蓄品につきましては、町で配備した発電機の容量が不足し、照明はついたがストーブを使用する電気容量が不足したため、別の発電機を地区内から新たに借用したところもありましたので、これまで配備していた発電機の容量を大きいものに見直してまいります。

また、プールの水を水槽にくみ上げ、トイレに使った避難所もあり、リース会社や建設会社と災害協定を締結し、仮設トイレの設置や備品としての簡易トイレの備えを検討してまいります。各避難所の備蓄品の内容や数量等について検討し、現在の防災計画に必要な物資は追加し、整備を図ってまいります。

避難所のバリアフリー化につきましては、保健福祉総合センターを高齢者、障がい者対象の避難所として指定しておりますので、避難者を受け入れの際に振り分けて高齢者、障がい者や災害弱者の方が優先的に利用できるようマニュアルを策定していきたいと、このように考えておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

避難所の天井や照明器具などを含めた耐震化はまだ決まってないというような話をされましたけれども、こういう点もぜひ留意してもらって、今後の避難所の運営にしていただければと思います。

これは8月11日の河北新報ですけれども、これは塩竈市の方の記事だったのですけれども、「自宅近くの中学校に避難して戸惑った。体育館への通路は段差が多く、日ごろは生徒が使っているにしても、高齢者も逃げて来るんだし、少し配慮してつくっておけばいいのに。こうした例は珍しくない。全国の公立小中学校の建物は老朽化が進み、文部科学省によると築25年以上の、我が町は該当しませんけれども、バリアフリー化は十分取り入れず、震災後、学校施設の防災機能を見直す同省の検討会でも課題だったと。トイレの使い勝手も足腰の弱った高齢者には切実な問題だ。古い学校や公民館は和式トイレが多い。しゃがむのが難しい人には負担だ」とい

う記事が載っております。

そういう部分で一つ一つ見直すことが大事じゃないかなと思います。学校は基本的に子供たちが使うのが基本なんですけれども、やっぱり我が町でも21カ所避難所として用意しているわけなので、その辺の段差の解消とかも少しずつ高齢者のために、私も今回全部の避難所を回りました。そういう中で宮床集落センターがだめになりまして、小学校の体育館に移りました。そこにも結構高齢者の方が避難されてきまして、あそこも体育館は広いんですけれども、人数がちょっと少ないもんだから、寒い中で毛布の出し入れも手伝ったのですけれども。あとはもみじヶ丘にも行きましたけれども、やっぱり高齢者にはちょっと厳しい段差かなと私自身すごく痛感したので、そういう部分も日ごろより少しでも高齢者を大事にそういう避難所にしてあげなという思いがあったので、今回こういう記事を取り上げましたけれども。

これは国立教育政策研究所のアンケートだったのですけれども、岩手県・宮城県・福島県を除いたアンケート調査だったようですけれども、避難所に指定されている公立学校の数は全体の89.3%に当たるということで、3万513校ということで、避難所に指定されている学校施設の防災設備状況は次のとおりで、体育館にトイレがあるというのは78%、野外から使用できるトイレがあるのが65.7%、学校の敷地内に防災倉庫、備蓄倉庫があるというのは35.2%、水を確保する設備ということで、貯水槽、プールの浄化装置、井戸等があるというのは29.7%、停電に備えた自家発電設備があるというのは18%で、非常用の通信設備があるというのは30.2%ということで、避難所の機能を考慮した防災マニュアルを作成している地方公共団体は、全体の32.7%ということで大分少ないという状況になっています。

また、先進地ではいろんな学校に対しての取り入れをやっているところもあるようです。これは神奈川県伊勢原市ですけれども、プールの水から2,000人分の飲料水を確保できる浄水施設、マンホールを利用した仮設トイレ、シャワーなどの電力を補う非常用発電機や食料の備蓄倉庫を整備したというような話も載っていますし、北九州市では、北九州市消防局と北九州市電設協会が協定を結び、小中学校体育館の避難所に指定された施設を対象にテレビのアンテナ設置を事前に調査し、接続用ケーブルなどを設置して避難所でもテレビなどが視聴できる環境整備をやったというよう

な記事もありますし、神戸市では、バキューム車がかみとり式仮設トイレ排泄物を収集できず、衛生上の問題が生じた経験から、下水道施設に直結した複数のマンホールを設置する災害用トイレシステムを学校施設に導入したというような先進地の例もあります。そういう部分で細かな点を今回の震災を教訓に一つ一つ改善していただきたいなと思うのですけれども、その辺もう一回町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の震災で準備していたもの、対応できたもの、そうでないものさまざまございました。先ほど申しました今、職員等から意見を聴取し、または区長さん方からのご意見とか、この間は民生員の方々からご意見もちょうだいしましたが、それぞれいろんな今回の対応について、または施設設備等についてもご意見があったところでございます。

今、議員お話のとおり、各地区でさまざまな対応をやっているところでございますが、やはりそのときそのときに一番必要であったもの、そういったものが対応としてなされておるんだというふうに思っております、今回大和町にとって一番必要なものといいますか、準備として必要であるにもかかわらず十分でなかったものとかそういったもの、これもランクづけをしなければなりませんけれども、そういったものから順次対応できるものを対応してまいりたいと思いますし、また施設の利用方法等につきましても、バリアフリーも大変大切ですが、すべてを一遍にするのは難しいとすれば、どっから入ったらいいのかとか、そういった研究とかそういったものも考えながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

避難所マニュアルを今作成しているところでございまして、そういった皆様方のご意見も含めた中で今後の対応を図ってまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

ぜひ今回の教訓を生かして、いつこういう災害が起きるかわからないので、避難所の整備をお願いしたいと思います。

次の件に移ります。

学校の省エネ化推進と再生エネルギーの活用について、今回の震災で、東京電力福島第一原発の事故の影響で電力供給が大幅に落ち込んだ。学校施設においても一層の省エネルギー対策が求められるとともに、停電に備えた発電設備の導入などの検討が必要だ。文部科学省によれば、学校で使う電気の8割以上は照明が占めており、照明器具の省エネが効果的である。学校においては太陽光発電システムの導入を考えるべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

2点目、停電対策では、太陽光や風力などの再生エネルギーや蓄電池といった発電施設の導入が検討課題に挙げられている。太陽光発電システム導入やメガソーラー（大規模太陽光発電所）の誘致を図るべきと思うが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、学校の省エネ化促進と再生可能エネルギーの活用についてのご質問にお答えをします。

最初に、学校への太陽光発電システムの導入に関してでございますが、今回の東日本大震災によりまして自然エネルギーが見直され、太陽光発電につきましても再生可能エネルギーとして単に環境負荷低減効果のみならず、原子力発電や石油等の化石エネルギーの代替エネルギーと注目を浴びておるところでございます。

文部科学省でも助成制度を設けながら学校施設等に太陽光発電を導入するように推進しておりますが、宮城県においての導入町村が仙台市ほか3市町にとどまっているのは、現段階では多額の投資に対して導入効果が薄

いということが普及をおくらせている原因であると考えられています。

しかしながら、今後自然エネルギーが見直される中で太陽光発電につきましても技術開発により安価な発電システムが登場するものと期待されますので、投資に見合う効果がある程度見込める状況において導入について考えたいと思います。

なお、照明器具については、器具の更新時期において省エネ効果の高いものに更新可能かどうかを検討しながら順次かえていきたいと考えております。

ご質問の2点目、太陽光発電システム導入やメガソーラー（大規模太陽光発電所）の誘致関係についてお答えいたします。

太陽光発電システムの導入についてですが、町民向けといたしましては、平成21年度より国の住宅用太陽光発電施設導入対策事業と並行した中で町独自に新エネルギー利用促進助成金交付要綱を創設しまして、一般住宅に対象システムを設置しようとする者に対しまして、助成金を交付してきております。今回の震災により各家庭に導入された太陽光発電システムは、電力が停止しても電気が利用でき、大きな効果があったと聞いておりまして、再生可能エネルギーの導入は今後多いに研究され実用化が図れるものと期待をしているところです。こういった中で公共施設においても避難所になっていることから、導入の検討も必要かと考えております。

次に、メガソーラー、大規模太陽光発電所の誘致についてですが、国内では研究用、公共用、大手企業の環境活動用としてのメガソーラー発電の導入が先行されております。自然エネルギーを取り込む同施設は、脱原発太陽光推進の機運の中にあって、メガソーラーの建設構想も高まってきておりますので、先行されている民間あるいは自治体の取り組みを今しばらく検証してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

まず1点目の学校の太陽光発電の先進地の例なんですけれども、これは

静岡県の御殿場市なんですけれども、昨年8月に設置された太陽光発電用のソーラーパネル合計10キロワット分、校舎の屋上に9キロワット分、校舎の玄関付近の地上にも1キロワット分3枚のパネルが設置され、生徒はいつでも見たり触れたりできる。地上のパネルには太陽光で発電した電気をその場で使えるコンセント盤1,500ワットがとりつけられて、生徒は理科の授業などで太陽光発電の仕組みを学習しながら、自分たちで持ち寄った電気製品をコンセント盤につないで太陽光のパワーを実感できるコンセント盤は非常時の電源としても使用可能、このシステムによって発電した電力を学校全体の電力使用の約3分の1を賄えるという、こうした発電状況は校舎1階に取りつけられたモニター画面でわかりやすく表示、生徒が省エネや自然エネルギーに関心を持てるように工夫されているというような公明新聞の記事なんですけれども、やっぱり今回の東京電力の福島第一原発の影響でこういう、全部するという事はなかなか厳しいと思うので、どこか試験的にやるという考えもいいんじゃないかなと。

それで、隣接の町村の庁舎のところには太陽光を使っているところもあるようですけれども、やっぱり小さくてもいいから学校みたいなところとか、公共施設のどこかに試験的にやってみてはどうなのか、その辺町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

試験的ということになりますと、目的が随分違って来るんだと思いますね。エネルギーを自然エネルギーに切りかえるというよりは、そういったシステムでどういった形で電気ができるかとか、そういった意識づけといいますか、そういった中での切りかえということになってくると思いますので、試験的だとそういう形になってくるのかなと。その結果、自然エネルギーのよさがみんなにわかってもらえるとか、そういった形になってくると思いますので、その辺になってくると代替エネルギーとして考えるのはちょっと目的が違ってくるのかなという気がいたしております。



議長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番（伊藤 勝君）

大々的にやるんじゃなくやっぱり小さいところから、今環境生活課でも15%のCO2削減ということで、電気、ガソリン、重油等を削減しているという状況をこの前委員会でお話しされましたけれども、やや達成しているというような状況下にはあるということで、今後そういうことも含めて、やっぱりもう少し削減するんじゃなく、電気を生むような、私たちも家庭で今回の震災で発電機を買ったりとか、油タンクを買って用意するという備えを個々でもやっているわけですから、やっぱり公共施設でもちゃんと前倒しみたいな感じでやるべきじゃないかなと私はそう思っております。

2件目に入ります。

これはメガソーラー誘致検討ということで、宮城県知事ということで、2011年6月8日水曜日ですね、「宮城県議会は5月定例会で、村井知事は県が策定中の震災復興計画の第一原案に盛り込んだ自然エネルギーの活用に関連し、大規模太陽光発電メガソーラーの誘致を積極的に検討することを示した。村井知事は、メガソーラーの効果として次世代エネルギーの産業の振興につながり、津波で浸水して復興が難しい土地の有効利用にも高い効果が期待されると述べた」というような記事がありましたけれども、また、河北の8月25日の新聞ですけれども、宮城県にメガソーラー構想ということで、「トヨタ大衡の工業団地にトヨタ自動車宮城県内の工業団地で大規模的な次世代送電システム、スマートグリッドの構想を検討していることが24日、関係者の取材でわかった」というような記事が載っていて、次にもまた後から河北に載りましたけれども、トヨタ宮城にメガソーラー構想ということで、10月にも検討会を設立ということで、構想ではセントラル自動車を初め、トヨタの関連企業が立地する大衡村の工業団地にメガソーラーを設置し、発電した電力を団地内の工場や近隣の住宅に電力を供給するというような記事も載っていました。

やっぱり企業誘致が進んで、世界的な企業が来るわけですから、こういうことも町長にしっかり誘致というか、していただければなという思いがあります。町長の所見をお伺いします。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

メガソーラー誘致ということでございますが、今伊藤議員お話のとおり、トヨタ自動車の構想としまして、今セントラル自動車の敷地にメガソーラー、スマートグリッド構想があります。これにつきましては、もちろん自社のことがまず大前提にあるわけでございますけれども、そのほかに新聞等にもありました、地域にそういった電気を送電するなり、またはトヨタ自動車関連、トヨタ自動車東北、そういったところにやる構想もあるということでございます。先日もトヨタにお邪魔しましてその話を聞かせていただきましたけれども、最初そういった規模でスタートをし、夢としては北部工業団地全体に、または大衡村のみならず、こちらの方に従業員の方も住むわけでございますから、そういったふうに広がればというような大きな考えを持っておられるようでございます。これはまだまだ先、ずっと時間のかかることですし、費用も大きくかかることだというように思っておりますので、そういった中で大和町としましてもそういった構想と一緒に取り組んでいってもらえばというふうに思っております。

また、企業さんにしましても、今セントラルさんがそういう構想であるということでございますが、東京エレクトロンさん、ここでも今工場を建設中でございますけれども、ソーラーシステムを大きく取り入れようとして、もうその工事は完成しておるところでございますし、今やっておりますトヨタ自動車の南側にありますレンゴーさん、ここでも今工場建設中でございますけれども、そういった太陽光パネルを設置しての環境に優しい工場というか、そういった形で計画を進めておるようでございます。

そういった企業さんとの連携の中で、我々もそういったものに一緒に取り組めるかどうかは別としまして、新たにメガソーラーのそういったもの、企業を誘致するというのも一つではございますけれども、企業さんが今そういう取り組みをしているわけでございますので、そういった方々と連携をとりながらそういった方向性に一緒に進んでいくということも方法の一つではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

ぜひ企業さんと連携をとってもらって、大和町がますます発展していくような方向性にもっていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、伊藤 勝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変御苦労さまでした。

午後4時31分 延 会